

平成29年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

平成29年12月5日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 川崎直文君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 齋藤則男君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教 育	長	宮崎義幸君
消 防	長	朝日光彦君
総 務 課	長	小林良一君
財 政 課	長	山口真君
総 合 政 策 課	長	平林竜一君
会 計 課	長	酒井宏明君
税 務 課	長	歸山英孝君
住 民 生 活 課	長	佐々木利夫君
福 祉 保 健 課	長	木村勇樹君
子 育 て 支 援 課	長	吉川貞夫君
農 林 課	長	野崎俊也君
商 工 観 光 課	長	清水和仁君
建 設 課	長	多田和憲君
上 下 水 道 課	長	原武史君
永 平 寺 支 所	長	坂下和夫君
上 志 比 支 所	長	酒井健司君
学 校 教 育 課	長	清水昭博君
生 涯 学 習 課	長	山田孝明君
国 体 推 進 課	長	家根孝二君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
-------------	-----------

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 議員各位におかれましては、ご多用のところご参集をいただき、ここに9日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

10番、樂間君の質問を許します。

10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） 皆さん、おはようございます。2日目の1番ということで大変緊張してるんですけども、よろしくお願い致します。

今回、私は、通告どおり2件の質問をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、1件目ですが、先月、11月2日午前3時半ごろに永平寺町を出発し、6日の早朝に帰国という日程で、永平寺町訪中団一行は中国江蘇省の張家港市を訪問いたしました。

ご存じと思いますが、日中国交正常化45周年目の本年、私たちの永平寺町は張家港市と友好交流都市を締結して20周年目に当たります。張家港市のほうから河合町長と齋藤議長宛てに招聘状が届き、それを機に、我々日中友好協会一般募集をさせていただき、参加総数25名というたくさんの参加者をいただき、訪中団を組み訪中させていただきました。参加者の中には鈴木県会議員や宮崎教育長、ほかに議会からも小畑副議長や江守総務産業建設常任委員長を初め6名の参加をいただいて訪問いたしました。今回、我が町の町長が式典に参加ということで、張家港市の歓迎ぶりはずごいものでした。

そこで、河合町長には初めての訪中ということで参加いただきましたが、今回

のもろもろについて感じられたこと等を一言お願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の訪中、友好交流20周年記念式典への出席と張家港市の中学校の訪問をさせていただきまして、大変有意義な訪問だったと思っております。

まず、一番最初に感じましたのが、27年前、町民レベルでの交流から始まって、そして毎年、数度と中友好協会が主体となりまして張家港市とのきずなを深めていただいていたというのが実感をしました。私、訪問しまして本当に90万の人口を抱える都市、また本当に進んでいるといえますか、教育の面でも工業の面、そういった進んでいる面もありまして、学ぶところもたくさんあるというのが実感です。

やはりこれからもそういった人と人との交流、また町と人の交流、こういったものを大切にしていきたいというふうに感じております。

○議長（齋藤則男君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

それと、もう一つ、この後、張家港市とのおつき合いを永平寺町としてはどのようにさせていただこうという町長の思いを一言お願いします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 学校に訪問しましたところ、ぜひ永平寺町の中学校と友好交流をその中学校が結びたいというお話もいただきました。これから、ちょっと次の質問になるかもしれませんが、友好を結ばせていただきまして、そういった今議会からも提案いただいております海外派遣事業というのもあります。それを一度、こういった交流事業とあわせてもう一度考え直していきたいなというふうに思っております。

そして、その中学校、本当に先進的な教育をされていまして驚いたんですが、日本語講座といえますか、日本語を勉強するクラブにもその中国の生徒さんが殺到して大人気、また会話も英語で会話を、また私たちにも英語で会話をしてくれるという、そういったのがありまして。昨年は張家港市の中学生が永平寺町に訪れていただきまして、永平寺中学校の皆さんと交流も持っていただきました。こういった交流がさらに深くなっていきまして、今、20周年を迎えましたが、30年、40年、次の世代にもぜひ引き継いでいってほしいなというふうに思っております。

町としましても、またいろいろな視察の受け入れであったり、日中友好の皆さんを支援したり、そういったことで深めていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

今も町長のほうからお話ありましたが、昨年、張家港市の中学生が今回、永平寺中学を拠点にいろんな活動、こちらに来て活動をしていただき交流も深めていただいたということで、聞くところによると、子どもさん同士のつき合いは英語でなされていたということをお聞きし、先ほど町長の話もありましたけれども、海外派遣、私のほうからは張家港市との交流をもっともっと若い人たちができたらなということをお思っておりますので、できればそっちのほうにシフトいただくとありがたいかなと思います。

それから、もう一つの提案ですけれども、私たちの町には福井大学医学部や県立大学もありますが、本町としてどうのこうのは言えないのかもしれませんけれども、学生さん同士の交流ができたらなということをお思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 県立大学、福井大学さん、それぞれいろいろな都市と、またいろいろな海外の大学と提携を結ばれてると思います。この部分は、やはりその各大学さんのお考えが第一かなとも思います。

ただ、今、県立大学の留学生の皆さんとか大学の皆さん、また永平寺町で働いている海外の方、そういった民間の皆さん、日中友好の皆さんもいろいろ交流をさせていただいております。そういった中で、例えば張家港市の皆さんがこの永平寺町に来られたときに、そういった方々と一緒に何か交流事業ができないかとかそういったことは考えていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

ぜひとも大学のそういう交流なんかもしていただけると、交流人口がだんだんふえていって、町のためにもいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願います。

それから、もう一つお願いですけれども、ここまで本当に20年間おつき合いさせていただけたのも、最初に青年諸君が訪中、張家港市に行かれてからの始まりですけれども、ここまで長い間おつき合いできたのも、やはりそこから始まっ

たからだと思うんですけども、そこまで続けられるのも、やっぱり最初に井戸を掘っていただいた財政課長とかいろんな若い人たちが訪問されてからだだと思いますので、今、中国との関係、我々は、ほとんど財政課長にお願いしているいろんなことをやってもらっているおかげでここまで続いてきたと思うんですけども、財政課長ももうお年でもありますから、後継者をぜひとも役場の職員の方で育てていただけないかなということと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 所管は総務課になると思います。この後継者というのはなかなか、今までの交流をもとにというのがあると思います。これはまた山口財政課長といいますか、が行政の職員としてではなしに、この井戸を掘った人として、町民の皆さんまたは職員の中、そういった中から人材を発掘していただければいいなというふうに強く思っております。

○議長（齋藤則男君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いします。

もう一つ、提案ですけども、これ前にもお願いしたかと思っておりますけれども、えい坊館の中に、やはりせつかく永平寺町としては一つだけの友好交流都市ですから、張家港市を紹介するコーナーをぜひとも設けていただけたらありがたいと思うんですけども、これは提案としてお聞きいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2件目の質問をさせていただきます。

これも昨年、一昨年ですか、9月の定例会、また昨年の12月の定例会で連続して質問させていただいておりますけれども、えちぜん鉄道志比堺駅のあの階段、本当に危険だと思えますし、私もこの間もちょっと行って来たんですけども、上るときはまあいいんですけども、おりるときには、私のように足腰が弱ってくると本当に怖さを感じるんですよ。

何とか早く解決したいと思いますのですが、今はどこまで、地元の方とか地権者との話し合いがどこまで進んでおられるのかお聞きします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

まず、志比堺駅の階段でございますが、高低差が約七、八メートルございます。そして階段の幅が全幅2メートル40ございまして、階段上りおりの有効幅員が約2メートルございます。それとステップ幅、これが約30センチありまして、

その1段ごとの差が約16センチということで、階段が47段ございます。そうした中で大変傾斜が急ということで、これまたえちぜん鉄道が階段の中央に手すりを設置などして安全対策には取り組んでまいりました。

それと、この階段でございますが、この階段につきましてはえちぜん鉄道の所有地ということで、維持管理、また安全管理についてもえちぜん鉄道がこれまでも行ってまいりました。

こうした中で、昨年、その一昨年もご質問された中で、少しでも緩やかにできないかということでえちぜん鉄道にお話をさせていただきました、実は傾斜が緩い階段、スロープということで、計画の中でこの工事費、これが約2,000万ほどかかるということと、そのほか用地の地権者がお二方ですかね、係れているということでそういった方がございます。

それと志比塚駅でございますが、町内11駅ございますが、利用者数が9番目ということで、利用者は平成28年度につきましては1万4,203人ということで、他の駅に比べると利用者が少ないことも1点あります。

それと、現在のえちぜん鉄道、安全、安心で乗客を運ぶために、鉄道施設の老朽化に伴う改修を重点的に進めているということで、この駅周辺の整備につきましては、この点で一応、大変ちょっと難しいということでえちぜん鉄道の話の中ではちょっと聞いております。

ということで、町としても大変危険というのは大変わかっておりますので、今後もえちぜん鉄道と協議して、少しでもいい方面で進めていけたらと思っておりますので、今後引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

乗降客が少ないというのも、それはやっぱり危険ということもありますし、あそこへ上がっていくのって大変なこともありますので、それを解決することでまた乗降客がふえるんじゃないかなと思います。

もう一つ、昨年でしたか、ことしですか、総合政策課が福井大学と、あとタイの学生さん、女子学生さんですかね、来られて、その後、商工会でいろんな発表があったんですけども、そのときにたまたま私も行かせていただいてお話聞いたら、タイの学生さんが志比塚駅から見る鳴鹿堰堤のほうがすばらしいということも言っておられました。志比塚駅は手繰ヶ城山古墳にも本当に近いですし、

いろんなことでアピールしていくともっともっと乗降客がふえるんじゃないかなと思います。

それに、そのこともありますけれども、私が一番心配してるのは、やっぱり雪が降ってあそこの乗降客に事故が起きてからでは本当に遅いんで、何とか早く解決していただける方法がないかなと思います。あの階段に、例えば屋根をつけていただけるだけでもふえるんじゃないかなということをおもいますので、これ全く私の要望ですけれども、要望としてその件を解決早くしていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もうおっしゃるとおりで、乗客数の数もあれなんですけど、やはりその安全面というのも大事です。今、管理、所有がえちぜん鉄道になっておりまして、町としましてもしっかりとここの危険対策を要望していきますし、また、要望してえちぜん鉄道にやってもらうのではなしに、また町の負担であったりそういったこともしっかりと協議とあわせてえちぜん鉄道に強く要望していきたいと思っておりますので、またご理解よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

私のほうからの質問、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 次に、11番、川崎君の質問を許します。

11番、川崎君。

○11番（川崎直文君） 11番、川崎直文です。

今回、一般質問の通告2つ行っております。よろしくお願ひいたします。

まず、最初の質問事項ですけれども、都市計画マスタープランの見直しということについて確認させていただきます。

この永平寺町都市計画マスタープランは、平成22年の3月に策定、公表されています。この見直しということを進めていきます。

まず、このマスタープランの中にありますまちづくりの基本戦略、これ2つありますけれども、この戦略の展開、どのような状況であるのかということと、その大事な2つの戦略ですけれども、今後どう展開していくのか、見直しかけるのかということも含めてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） まちづくりの基本戦略ですけれども、おっしゃるように、「心でもてなす交流都市づくり」と「暮らし続けられる安心定住環境づくり」という2つの戦略のもと総合的にまちづくり施策を実施するものとしており、各課それぞれさまざまな施策を展開しているところでございます。

建設課の所管では、特定用途制限地域の導入、また松岡公園の再整備、あと通学路の安全確保などなどに取り組んでおるところです。

見直しにつきましてですけれども、これはマスタープラン全体的な話になりますけれども、現在のマスタープランは、人口、産業の現状分析から課題を抽出しまして将来都市像を設定し、幅広くまちづくり全般の施策を記載しております。しかし、その後、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略、ことし3月には最上位計画である第二次総合振興計画、あと9月には地域未来投資促進法に基づく基本計画といった町政全般にわたる計画が次々と策定されております。これらの策定の段階におきましてもマスタープランよりも新しいデータで現状分析を行っておりまして、また施策の内容もマスタープランと非常に重複している部分が多く、同じような施策が複数の計画に記載されているというような状態になっております。

それで、このようなことから、今回のマスタープランでは、本来の都市計画の範疇を超えた部分は振興計画等に委ねまして、土地利用、都市施設といった本来の都市計画の内容に限定したものととどめるべきというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 見直しの、何か結論のところを先におっしゃったんですけれども、この戦略の中身を、現状どんなふうに展開されているのかということの質問なので、基本戦略「心でもてなす交流都市づくり」と、それから2つ目が「暮らし続けられる安心定住環境づくり」と、この2つの基本戦略が22年からスタートして、ほぼ順調に進んでいるのか。

また、先ほどのお話にありましたように、各課にまたがる施策がここに出ているわけですね。通常、この計画の進捗状況という確認だと、この施策で、いろんな施策があるんですけれども、この部分ができてないよ、この部分がどうも見直しをかけなきゃいけないんじゃないかという、そのところを少し確認させていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 実にこの基本戦略の中には多種多様なものがございます。

それで現在進行中であります門前の開発もありますし、レンゲ米づくり、あと屋外広告の誘導、多種多様な分野にまたがって、それぞれ政策的には、何と申しますか、各課に委ねておるところではございます。

当然まだ、例えば石上パーキングエリアの整備でありますとかその辺も、今現状ではできようもないものも含まれておりますし、また観光ベロタクシーと書いてありますこれ、何と申しますかね、自転車を利用した観光地めぐりに利用するといった、そういう内容だったんですけれども、現在ではちょっと方向転換しまして、自動走行によって観光地をめぐるというようなふうにしフトチェンジ的なことも入っております。

それで、現在、これ各項目ごとに「まだです」とか「終わりました」とかと言うのもあれですけれども、行財政改革の実施計画等でも進捗確認、それぞれの施策を確認しておるところですし、事務事業評価などでも各課どのような施策を展開しておるとか問題点とかさまざま上がっておりますので、それをもって進捗の確認をしているというような状況であるというふうに認識しております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今何点かおっしゃった、石上パーキングエリアというのはかなりここに明確に出ているわけですけれども、現在できておりませんし、今後の方向づけもなかなか厳しいんじゃないかと。そういったところをしっかりと、見直しをかける前に一度棚卸しして、どうなったのかというところで進めていただきたいと思います。

次に、基本戦略がありまして、先導プロジェクトという設定がされております。この先導プロジェクトの取り組みをされたわけですけれども、どういった状況なのか、ずばり、もうこれで終わったのかどうかというところも含めて確認したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 先導プロジェクトですけれども、これは永平寺口駅周辺をモデル地区といたしまして、公共交通、環境、コミュニティであるとか、まちづくりの7つの要素を複合的に盛り込んだ取り組みを地域住民とともに実施することによりまして暮らしの拠点確立を目指すもので、これまでに町のほうとしては、駅の再整備でありますとかアクセス道路の整備、レンガ館改修などを行いまして、地元の東古市区の方々にも旧駅舎の活用でありますとか、あとえち鉄の521プロジェクト、あとイルミネーションでありますとか、地域活性化につながる

る取り組みを積極的に行っていただいております。

プロジェクトが完了したかといいますと、ここに書いてある施策全てが完了したものであるというふうには思っておりません。これからも継続した取り組みが必要、可能なものはやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） この永平寺口のいろんな分野、先ほど言われた7つの分野を横断的に捉えてプロジェクトを進めていくということで、まだ完了をしてないということですが、この先導プロジェクトの一番大事なところを少し確認したいと思います。

いろんな分野を横断的に取り組んでやっていくという試み、そしてこのプロジェクトで培われたまちづくりのノウハウ、これをしっかりと行政も、それから取り組んだ地域の人たちもノウハウをしっかりと確立して、それをほかの地区のまちづくりに展開していくという意味での先導プロジェクトということなんです。まだ完了をしてないということですが、ここら辺のノウハウという、非常に見える姿では捉えにくい面もあるかも知れませんが、今回のこの先導プロジェクトを実行して、どんなふうなまちづくり、いろんな視点があると思います。今つかんでおられる、その押えどころ、ノウハウといったものがあれば、ちょっと紹介していただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先導プロジェクト、東古市の皆さん活発にやっていただきまして、その結果といいますか、今、民間のレストランも東古市駅前オープンしまして、その皆さんの活動が徐々に民間にまで伝わってにぎわいを取り戻しつつあるなというふう感じております。

この前も映画の撮影があったり、また自動運転の、この前、秋浪漫等やったりしたときも、東古市の皆さん積極的に参加をいただきまして、どちらかといいますと、これほしい、あれほしいという、そういった提案も今いただいております。

そしてこの先導プロジェクト、わがまち夢プランとも連動しているところがあると思ひまして、今、例えば花谷地区では城山の整備、また子どもたちを呼んで城山の説明をしたり、ことしは燈籠ながしのときにLEDで「Z」という文字を浮かばせていただきました。また、栃原地区では盆踊りのときに、地区の方たちだけではなしに周りの、帰省した若い人、また外国人の先生、そういった方々を

招いて音楽会を開催したり、その地域の皆さんがそれぞれその地域の特性に合った地域づくりといたしますか、盛り上げといたしますか、そういったのが徐々に広がってきているなというふうにも思っております。

これにつきましては、最初、わがまち夢プラン、地域、また各団体でなかなかちょっと使いにくいというのもありまして、より広めるために使いやすくしていった、そういった経緯もありまして、今、年々年々、このわがまち夢プランを使って地域の活性化に利用していただいていることは本当にありがたいなと思っております。

ただ、このわがまち夢プランも3年間で独自でできるようなことをお願いしておりますので、その後の継続も今していただけるようなことを期待もしております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） まさにこの7つの分野ということで、今紹介いただきました協働で行っていく、それから一つ、そのコミュニティといったような切り口、どんどん展開されてるということです。これからも、よりこの先導プロジェクトで培ったノウハウを展開していただきたいなと思います。

このマスタープランの中に、次に、住民主体のまちづくりの推進というのが取り上げられております。住民主体のまちづくりの推進、これ前回の一般質問でも取り上げましたけれども、この都市計画マスタープランの住民主体のまちづくりの推進という切り口からどういった状況であるかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 住民主体のまちづくりの考え方ですけれども、行政ニーズが多様化、高度化している中、行政が全てのニーズに応えていくというのは困難であり、今後、住民と行政が協力してまちづくりを進めるという必要性があり、そのために行政は住民主体のまちづくりを促進、支援する仕組みの構築に取り組むことというふうになっております。

取り組みは計画の中で、意識を高める段階、実践の段階、発展の段階と3つのステップで整理しております。これまでは、先ほども出ているわがまち夢プランなどの補助制度による活動支援と、未来会議に代表されます住民参画機会の拡充、あと表彰の日を新たに始めたということで、これも一つの活動支援、促進になっているかと思っております。意識を高める段階の取り組みとしましては、今申したよう

なそのような取り組みを進めてきておるといったところでもあります。

現在ですけれども、地区ごとの組織づくりというような記載ありますけれども、地区のまちづくりを担う自立的な組織の設立や協働の仕組み創設といいます実践の段階のほうに今入っているところであるというふうに認識しております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 意識を高める、また実践、いろいろあるわけなんです、間違いなく住民の皆さんの意識は高まってきているというふうに感じております。防災につきましてもいろいろな提案もいただいておりますし、また区長会の中からも、今まで要望がメインだったんですが、昨年ご提案いただきましたのが、町有地の草刈りを自分たちにやらせてくれないか、そして社会奉仕の日に草を刈ることによってまた区の運営に充てていきたいとか、そういったご提案もいただいております。また、関係各種団体におきましても積極的に紙芝居をつくっていただいたり、みんなが健康で長寿のために呼びかけをしていただいて、いろいろな企画をしていただいている団体もございます。

そうしたことで、なかなか最初は、どちらかという行政主体が主だったところが、住民の皆さんが、徐々ではありますが、そういった積極的な提案、またそれに伴う行動、こういったことが見られてきているというのは今本当に実感しているところでもあります。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今お話しいただいたように、まちづくりを促進するその支援の制度、行政サイドにおいて、わがまち夢プラン、そして未来会議、また個別の地区における支援といったようなこと、実践の段階に入っているということで確認いたしました。

次に、この全体の取り組みを行っていくプログラム、まちづくりのプログラムというのが設定されております。先ほどお話しされたこのプログラム、どんな切り口で設定されているのかといいますと、土地利用ということでどのような展開をするのかと。2つ目が都市の施設、土地があつて施設がある、この都市施設ということで今後その中長期どうするのかというプログラムですね。それから3つ目が住民主体のまちづくり、これを長期にわたって、いつ、どのようにしていくのかというプログラムがしっかりとこのマスタープランの中に設定されております。

住民主体のまちづくりというところに絞り込んで少し確認をしたいと思いま

す。

このプログラムの中に、小学校区単位で住民主体で自治と振興に取り組む協働の仕組みづくりということが出ております。主体的なまちづくり組織の設立の促進ということです。これも前回一般質問で取り上げました、まさにそのまちづくり組織をつくっていくということです。

このプログラムの中のいつごろかというところを確認しますと、これ平成22年にできたんですけれども、このプログラムの中で大体その設立という時期が平成29年の9月ごろというところを読み取りできるわけです。この点についてどのような状況であるかということ、この都市計画マスタープランの切り口からお答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 今のまちづくりプログラムの短期、中期、長期というふうに3段階に区切っているわけですが、今おっしゃいましたまちづくり組織の設立促進、あとその組織同士の連携促進ということにつきましては、私、これは中期のおおむね10年をめどとしたものというふうに認識しております。

したがって、平成22年に策定ということですので、おおむね10年後ということで平成32年为目标であるというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） ちょっと時系列の捉え方が違うんですけれども。短期、中期、長期ということで、短期いうのが大体5年ということなんです。中期いうのが、さらにその短期の5年を上乗せして15年という捉え方をするのか、最初のスタートからの10年なのかというところがあるかと思うんですけれども、今建設課長が言われましたのは大体15年スパンというのが中期という捉え方でお答えになったかと思うんですけれども、そこら辺、今ごろこのプログラムの中身の話をしてるのはちょっと妙なんですけれども、もう一度確認しておきます。これはむしろ総合政策課長なのかな。この時系列の捉え方ですね。どうぞお願いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） これ短期はおおむね5年程度で、中期はおおむね10年程度、中期の終わりが10年というふうに私認識しております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） ちょっと明確にはならないですけど、また後ほど確認させ

てもらいます。

マスタープランの見直しということで3つ出てるんですよね。この都市計画マスタープランの見直しは一体どういうときに行うのかということです。経時変化に応じた見直しというのが1つですね。経年変化ですね。年がどんどん経過すると、周りの環境、このマスタープランを取り巻く環境がどんどん変わってくるといことが1つです。それから2つ目が上位計画が変更されたときに見直しかけますよというのが2つ目ですね。3つ目が地区住民主体のまちづくりと連動した地区別まちづくり構想の見直しと、この3つがあります。

最初のお話の中で見直しかけるということでしたんですけども、この3つのいずれが優先的に判断されて見直しをかけるというご理解をされてるのかお話しください。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 今ほど申されました3つの見直し要件といたしますか、のうち、まず経年変化に応じたということで、策定からおおむね10年がたって社会情勢が大きく変化しているということがまず1つと、次、2番目の上位計画等の変更に伴う見直しということで、先ほど申しました総合振興計画でありますとか、まち・ひと・しごとでありますとか、地域未来でありますとかこのようなもの、重点的にはこの2つが大きな周辺状況の変化ということで見直しが必要というふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今おっしゃるように、はっきりと見えるのは、ことしの3月ですか、第二次総合振興計画、これが見直しかかっていますから、これに応じて見直しをかけていくということになるんじゃないかなと思います。

見直しされるということなんですけれども、やはり何回かおっしゃってるように、永平寺町の人口ビジョン、これが平成27年に出されています。それからまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういったビジョンと、それから戦略、これとの整合性をとらなきゃいけないということで進めていっていただきたいなと思います。

次に、この都市計画マスタープラン、町全体のプランもあるんですけども、一つ大事なものは、地区別まちづくり構想というのが、小学校区7地区で非常に立派なものが、地区別のその構想ができ上がっております。これについてどう捉えているのかと。

まず、22年につくり上げた地区別のまちづくり構想というものを見ていただいて、随分条件も変わってきたな、環境も変わってきたな、見直しをかける必要があるのかなといったところ、どういう見解でどうしてお考えかということをお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） おっしゃるように、今、各地区ごとの状況ですけれども、この策定当時とはかなり状況が変わっているところもありますし、なかなかこの内容から進展してないというふうに思われる部分もございます。

ただ、先ほど最初のご質問のときの答弁にも含ませていただきましたけれども、現在のこの地区別の構想ですけれども、例えば釣り客との交流でありますとか、林道での不法投棄問題でありますとか、ちょっと内容が広範囲になり過ぎております。今回、見直しの際でも、地区ごとのそれぞれの課題なり土地利用なりの目標といいますかね、そういう方針は必要とは思っておりますけれども、これほど広範囲に及ぶ内容での見直しというふうにはちょっと予定しておりません。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今のお話は見直しをかけないということですか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 見直しは必要ですけれども、このような広範囲の形での見直しというのは考えていないという意味でございます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 見直しの程度の話をおられるんですけれども、都市計画マスタープランを見直しかける、したがって各地区別のまちづくり構想も見直しをかけるんですよね。それが広範囲なのか部分的なのか、それはちょっと次の内容で、とにかくプラン全体も見直しかけます、その中の地区別まちづくり構想も見直しをかけるということでよろしいですね。はい。

それでは、これ全体の見直しと、今まさにその地区別まちづくり構想も見直しかけるということですが、いつごろ見直しをかけるのか、いつから着手するのか。そして計画ですから単年度で見直しを終了すると、いつごろにやるのかというところをお答えください。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 見直しに関しましては、来年度からの着手ということで予算計上を今しておるところでございます。

計画期間ですけれども、期間といいますか作業期間は2カ年を見ております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 30年に着手して、31年の完成ということでよろしいですね。

この見直しを誰がどのようにやるのかということを確認します。

まず、部分的というか、地区別まちづくり構想、これは誰がこのまちづくり構想を、地区別ですよ。これ誰がやるのかというところをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 現行のマスタープランでは、地域別まちづくり懇談会というものを7地区で立ち上げていただきまして、その中で意見を集めたというふうに、そういう作業でございました。

今回ですけれども、今、地区振興会がもう設立されておりますので、そういう地区に関しましては振興会中心で意見をいただく場をつくりたいなというふうに思っております。また、地区振興会がまだ設立されていない地区につきましては、今のところは、区長さん方とかPTAとかの役員さんであるとかそういった代表の方に出てきていただいて意見をいろいろいただくかなというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 大事なところなんですけれども、まちづくりの構想を見直しかける地区振興連絡協議会が既にあるところはそこが中心になってやっていく。これはそのとおりだと思います。

地区振興連絡協議会、まちづくり組織がないところはという、ここのところですよ。ぜひとも、この大事なまちづくり、地区別のまちづくり構想は、やはり地区のまちづくり組織をしっかりと立ち上げて、それが地区振興連絡協議会になると思うんですけれども、むしろこの都市計画マスタープラン、地区別まちづくり構想を見直しかける、そのためにしっかりとこのまちづくり組織、振興連絡協議会を前倒しして立ち上げて、そしてつくり上げていくという方向で取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 来年度、見直しを建設課でも予定しております。

今おっしゃられたとおり、振興会がない地域につきましては、本当にいい提案いただいたと思っております。そこに参画していただいた、ここの振興会に参加

していただいた方が中心になって、振興会の設立に向けて合わせて動いていただくとか、何かこれを一つの起爆剤といいますかそういったことになればいいかなと、今、川崎議員のご提案で思いましたので、またこれ建設課だけではなしに、ほかの課の皆さんと、どういった方に振興会に入っていて、これができ上がった後、じゃ、その振興会の皆さんがどういうふうには振興会につながっていくかということの一つまた考えてやっていきたいと思っておりますので。

本当にいい提案ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 前回の一般質問で、その地区振興連絡協議会、32年度の7地区全て完了ということですのでけれども、ぜひともこのまちづくり構想が一つの引き金となって、前倒して実のある組織ができ上がるということで進めていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に……。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

川崎君。

○11番（川崎直文君） それでは、2つ目の質問に移ります。

地域資源を活用の創生総合戦略はということです。

平成27年の10月に永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これが策定されております。この中で、2つの地域資源を利用した、活用した施策が出ております。それについて確認をさせていただきます。

1つは、基本目標であります「永平寺町の地域資源を活用した安定雇用を創出する」という目標のもとに、農業の多様化、販路開拓と農業体験型観光の推進というのがあります。2つ目は、「永平寺町への新しい人の流れをつくる」という目標のもとに、ほどんど田舎移住体験事業の実施というのがあります。

この2つについて、まずどういった内容の事業なのかということ、それから、この戦略にはKPI、そして目標、それから主管部門というのが設定されております。このことについて確認したいと思いますお願いします。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、農業の多様化、それから販路開拓と農業体験型観光の推進につきましては、これ農林課が所管になりますので私のほうからご答弁いたします。

まず、基本施策の内容でございますが、農に関する地域資源としましては、地域ならではの食や農産物、その食を育む自然環境などがありますが、これを生かして新たな商品開発や農産物を生産する過程そのものを活用した体験観光によりまして、人の交流と農業集落の活性化を促進するというような内容でございます。

それからK P Iにつきましては、農業体験型観光参加者数ということで、目標数値が平成31年度までに250人というふうにしております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 続きまして、ほどほど田舎移住体験事業につきまして、所管であります総合政策課のほうからご回答させていただきます。

事業の内容としましては、豊かな自然という地域資源と、北陸自動車道と中部縦貫自動車道の結節点という交通の要衝という地域特性を生かした、遠方から本町へ移住を希望される方にとって試験的に短期間の生活を体験するというような事業内容になっております。

K P Iにつきましては、移住体験事業参加者として目標値は平成31年度に年間30人という目標を設定しておりまして、総合戦略策定委員会において、事業実施に向け、居住空間等を含めた環境整備、情報提供を行いながら、平成31年度に体験事業を実施して目標を達成するという計画に基づいて進めているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 事業の内容、そしてゴールはわかりました。

この2つの施策の、27年からスタートをかけてるわけですから、28年度の計画、もう実績も出てると思いますので、そのことについてご説明ください。

特に農林課の農業体験型観光の推進ということで、これは平成28年度は里山里海湖ビジネス推進事業として計画されていたと思うんですけども、この点についても実績はどうであったのか、そして今後どうするのかということをお答えいただきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 28年度の計画と実績、それから課題をとということで

ございますが、まず1年目ということもございまして、今回、県内17市町と県の観光連盟とその関係機関で組織しますふくい里山里海湖ビジネス協議会というの
がございまして、この中の活動の中には幾つかメニューがございます。誘客活動
支援というものがございまして、これを活用しているわけなんです、実際、こ
の協議会、5ブロックに分かれておりまして、本町の場合は福井ブロックに所属
するわけなんです、各市町の特産品、それから農業体験、それから観光名所等、
こういった地域資源を出し合ってツアーに組み込むというものでございます。

28年度の実績としましては、永平寺町、福井市を周遊するモニターツアーと
いうことで4名の参加をいただいております。本町におきましては、みそづくり
の体験、それから酒蔵での日本酒の試飲、それから町内の宿泊施設において1泊
していただいて、夕食にサクラマスを提供したというものでございます。

課題としましては、町内における体験プログラムがなかなか整備されてない
ということが挙げられます。それから、農業体験の指導者の確保につきましてもあ
わせてやっていく必要があるなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 28年度の計画ですけれども、この当該事業の核と
なります受け入れ体制ということで、受け入れ体制の整備ということで居住環境
整備を計画というようなことで計画をしておりました。

実績としまして、地方創生加速化交付金を活用しました禅の里笑来を整備した
というのでございます。商工会ものづくり部会を中心に、手づくりで1棟貸し
切りの宿泊施設を空き家の利活用という面で整備したことにより、事業実施に向
けて前進しているというふうに考えております。

また、その28年度の実績を踏まえまして、課題としましては、具体的な事業
実施に向けた移住希望者のニーズの把握というか、そういったものが今後の課題
だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 里山里海湖ビジネス推進ということで、これも県との連携
の事業だと思います。より積極的に、町内にそれを受け入れる農園ですか、そう
いったものも見える姿として取り組んでいていただきたいなと思います。

それから、もう一つのほどほど田舎体験ですか、これはその施設は、禅の里笑

来がそれに該当するという事によろしいのでしょうか。それとも、さらに空き家、特に農家の空き家を設定して、さらに拡大してそういった移住を促進していくというような取り組みになるのかということのそこら辺の考え方もお聞かせ願いたいと思います。そしてもう既に29年度も過ぎようとしているんですけども、29年度どんな状況であったのか、さらには30年度、来年度に向けてどういう展開をしていくのかということをお話ししていただきたいと思います。

KPIの設定で、いずれにしてもその参加者という指標があつて、おのこの、ほどほど田舎移住体験事業は年間30人、これが来年、再来年度の数字、目標値なんですね。31年度に年間30人の参加者をターゲットにしていると。それからもう一つ、農業体験型観光というのは参加者が31年は年間250人と、そういう参加者ということになってますから、30年度にしっかりと、そこら辺のその対象となる田畑であり、それからその施設、こういったものを整備しなきゃいけないと。そうなりますと、具体的に今予算編成に取りかかっていると思うんですけども、平成30年度の予算にしっかりと見える姿の予算が出てくるんじゃないかなと思います。

いずれにしても、この目標値、具体的な数字が出ておりますので、しっかりと取り組みしていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。29年度どうであったのかということと、30年度の予算に、こんなふうな事業、こんなふうに見える予算項目が出てくるよということがあればしっかりとお答えしていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、29年度の計画と進捗というところでございますが、29年度においては、本町と、昨年は福井ブロックでしたが、ことしについては奥越、それから丹南ブロックと組みまして、周遊的にこのモニターツアーを3コース計画しております。既に一コースは終わっておりますが、今月また丹南コース5名、それから奥越コース5名と合わせまして13名の予定をしております。ただ、エリア的にちょっと広がるものですから、本町に滞在する時間が非常に短くて、永平寺の参拝を中心としたコースになっております。

それから、今後のことでございますが、やはり里山里海湖モニターツアーだけでは目標数値の250名というのに達しないということで、やはり町単独の事業も加えていかなきゃいけないというふうに考えております。30年度から新たな農業体験型の観光を実施する方向で考えておりまして、現在、受け入れ先の農

業者、また圃場、それから宿泊所などを検討しております。

それから、計画内容につきましては、JAさんや観光部局、それからまちづくり会社と連携して、永平寺町の魅力を体験できる内容としたいと考えております。また、効果としましては、農業集落への人の流れを促すことと、それから農業経営者の意欲の向上、それから経営の多角化へと発展するものと期待しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 29年度の計画進捗でございますけれども、29年度につきましては、28年度の課題を踏まえまして、移住希望者に対するニーズを把握するという計画をいたしております、10月に東京で行われましたふくい移住・就職フェアを活用しまして永平寺町のブースを設けております。そこで移住促進のパンフレット等を活用しまして、職員が直接、移住希望者に対し相談と情報提供を行ったということを行っております。当日は10名ほどの移住希望者に対応しております、うち6名の方が、全く福井県に縁もゆかりもないような方が相談に訪れたということで、興味を示していただいたところでございます。その際、移住に際しての希望意見としまして、やはり就職に関する意見が非常に多かったというふうになっております。

今後、移住体験事業を実施する際に、今回この永平寺町ブースを訪れた方々にもPRしていきたいと思っておりますし、今度、30年に向けての計画ということでございますけれども、実施に伴う受け皿として笑来を活用することについては今後も活用していきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど議員からご質問がありました笑来だけかというようなお話についてですけれども、それにつきましては、一応この基本施策が31年度を目標に目標値を達成するというような計画でございますので、そういった目標に沿って、今、受け皿としては笑来を中心に考えていく中で、やはりこの事業が最終年度を迎えたときに、PDCAということでいろいろ検証する中でそういったほかの受け皿がもし出てくれば、またいろんな移住の方策が出てくれば考えていきたいと思っております。

ただ、来年度の計画につきましては、国は今、働き方改革ということを進めておまして、副業・兼業の推進に向けたガイドラインというのを策定しております。その中で、在宅勤務の推進とか就業規則の緩和によって、民間の企業でも副

業、兼業を禁止という今の状況を撤廃するというような動きも一方で起きているというふうなことでございます。平日は本業に就労していただいて、週末は田舎のほうでまた副業、兼業をするといった週末起業といった考え方とかテレワークといったような新たな考え方というかライフスタイルが見られているということもありますので、こういった動きを見ていながら、そういった就労、週末起業とあわせて、趣味とかそういった地域の貢献活動といったこともあわせた仕組みがつかれないか勉強していききたいというふうに考えております。

今後、目標到達に向けて、県、関係課と移住希望者のニーズをさらに把握しながら、先ほど希望意見にもありましたように、そういった体験をするときには、例えば企業さんにも参加していただいて相談会を開くとかといったことも進めていながら、31年度目標達成を目指していききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このほのぼの移住につきましては、笑来を中心にやっていく中で、そこに来られた方に永平寺町の空き家を紹介していくという形をとっていきたいと思います。今、空き家にほのぼの移住をしていただきますと、またそこに係る経費等がかさみますので、まずは笑来を核に永平寺町紹介をして、働く場であったりそういったので移住を考えていただけたらなというふうに思います。

それと、農業体験につきましては、今、永平寺町は、関係団体、またまちづくり会社、そして協定を結んでいる森ビルさん、また今回、次の質問でお答えしますが、IoTによりまして多くの方がこの永平寺町を拠点で活動をされます。そういった方々にもこの移住であったり、今ほど総合政策課長申し上げました働き方改革の中で、週末だけはこの永平寺町でという、そういったやり方も提案できればなと思っております。

今、公共施設のいろいろ再編もある中で、サテライトオフィス、こういったことも国、県があわせて支援をしてくれるという情報もありますので、そういったことも一つ考えながら、いろいろな公共施設の利用であったり、また空き家の利用であったり、そういったことに結びつけられないかということも考えておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 具体的なお話ということをいただきました。

創生総合戦略も期間の半ばを過ぎて、いよいよ目標年次の31年度も迫ってお

りますので、必達ということで、必ず達成するというところで具体的に進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 次に、6番、江守君の質問を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 6番、江守勲です。

私は、通告に従いまして2問の質問をさせていただきます。まず1点目に永平寺町I・T推進ラボの進捗はということと、2問目に除雪体制は万全かという2問を質問させていただきます。

新聞などで永平寺町の自動車の自動走行実験についての取り組みがよく掲載されておりますが、先日はパナソニックさんがこの実証実験に参画するというような報道発表がされておりました。そんな記事を見まして、私は物すごく期待感を持って新聞記事を読ませていただきましたし、今後の取り組みについても非常に興味を持ちましたので、今回の質問をさせていただこうと思います。

永平寺町I・T推進ラボとは経済産業省の地方版I・T推進ラボに選定されたものですが、地方版I・T推進ラボとは、前回、町長のご答弁の中にもございましたが、最先端技術によるビジネスをつくり出し地域を支援する制度で、国による情報発信、ビジネスマッチングの支援、意見交換会などへの講師の派遣などの支援を受けることができると言われておりました。

そこで、お伺いをしたいと思います。

前回の私の一般質問におきまして町内企業の参画ということをお伺いいたしましたが、今回は、町外の企業でこの事業に参画する企業はどれくらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 町外の企業の参画ということですが、まずは町内の企業を中心に今参加を呼びかけております。

商工会のものづくり部会を中心に参加をさせていただいているところですが、町外の企業としましては、この募集当初は約15社ほどでしたけれども、既にだんだんふえておまして、パナソニックさんですとか、先ほどお話ありました森ビルさん、あるいはソフトバンク、NTT西日本など、IT企業関係とか通信関係、そういった方々に今参加をさせていただいていると。さらにふやしていっ

て、50社ぐらいをめどにふやしていきたいなというふうに考えております。町外で50社ほどということで、今集計をしているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 現在50社ということで、かなりの企業さんがこの実験に来ていただいているというようなご答弁いただきましたが、今後、この参画をいただきました企業さんはどのような取り組みをしていくのかということでお伺いをしていきたいと思っております。

この50社さんは、今後どういった取り組みをされていくのかということをお伺いいたしたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） ちょっと補足させていただきます。

12月14日にI o T推進ラボのキックオフの会が行われます。ここに県外の企業さんが二十数社、県内の企業さんが二十数社、そして町内は、今政策課長申し上げました商工会さん、またものづくり部会、商工会青年部の皆さんに参加をいただいて、I o T推進ラボというのはどういったものか、またどういうふうに自分たちの商売と結びつけることができるか、そういったことを民間レベルといえますか、そういった中でマッチングしてヒントを得ていただく、そういった交流の場になればと思っております。その中の核が、やはり永平寺町の発展に資すること、これだけは必須条件として入れさせていただきますが、あとは自由にいろいろな方がこの永平寺町でいろいろなことに取り組んでいただければいいなというふうに思っております。

企業だけではなくに、大学、研究機関、またほかの自治体、こういった方々もここで一緒にぜひ一度参加してみたい、また始まりますと、やっぱり違うかなと出ていかれる方もいらっしゃると思っておりますし、後からまたいろんな企業さんが来られるということもあると思っております。まずは、人が集まる場所にさらに集まってくる、これを忘れずにしっかりと進めていきたいのと。

もう一つ、このI o T推進ラボ、先ほどのほのぼの移住とかこの永平寺町のいろいろな施策ともいろいろ結びつけていくことによりまして、また民間の方々がいろいろな形で町を応援してくれる、そういったふうに持っていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 今、今後の取り組みということでいろいろご答弁いただきま

したが、そんな中で産総研、またヤマハ発動機さんなどの事業グループが12月の実験着手に向けて準備を進めているというふうなことをお伺いしておりますが、今後の具体的なスケジュールなど、おわかりになりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） IoT推進ラボの今後のスケジュールという中で、今の自動走行関連の企業さんが今後、来年度以降、永平寺町に実験及び実用化に向けて入ってこられる、それに関連する企業さんも多く来られるというようなことで、そういった方々とセミナーですとか、またそのラボの中に課題を投げかけて、課題を解決するためにビジネス交流会ですとかフィールドワーク、ある一定のテーマを持って研究、発表会をしていただくようなアイデアソンといったようなことを計画しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 進めていただくのは結構なんですけど、大体いつごろからとか時期的なものはございますか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 12月14日に、キックオフということで記念講演会をさせていただきます。それをスタートとしまして来年度そういった取り組みとしていく中で、自動走行の技術を中心に、町内企業さんと町外、県外の企業さんがビジネスチャンスをつくっていくというようなことで、その動きにつきましては民間主導といいますか、民間の方々がつながりを持っていただくと、交流を持っていただくというようなことを一つまず最初はつなげていきたい、支援していきたいなと思っておりますので、来年度以降、そういった形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほどいろんな形での町内企業とのマッチングをお伺いいたしました。せっかくこういった最新技術、全国からも注目されているような画期的な取り組みですので、ぜひ町内企業とのマッチングなど、また、先ほど町長の答弁にもございましたが、永平寺町の発展に資するといったことをやはり条件としているということで、こういったことを条件とした永平寺町の発展につながるような、そしてまた町内の企業さんがこういった事業に参画できるような環境づくりというのを積極的に進めていっていただきたいと思えます。

続きまして、先ほども冒頭で申し上げましたが、パナソニックさんがこの自動走行に参画するというので、その効果といった点でちょっとお伺いしたいことがございます。

新聞の報道発表で、パナソニックさんが永平寺町で自動車の自動走行に参画するといったような新聞記事がございました。これは19年の3月までをめぐりということで新聞に書かれていたと思いますが、約1年間ですかね、この間にパナソニックさんが参画される効果というのはどういったものが見込まれるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） パナソニックが持っている自動走行の技術と申すと、AI（人工知能）を使った画像認識技術ですとか、人や車を識別する、安全に停止したり回避するといった技術を搭載した小型の電気自動車による実証実験を行うと。また、車両を集中管理するモニターを設置した遠隔システム、運行管理システムというものも確立していると、構築しているといったことから、今後は産総研とパナソニックがそれぞれ実証実験を行うことによって、自動運転の技術の研究開発がさらに加速化されて、さまざまな課題の解決につながる新たな交通のシステムが実現していく、いわゆる実用化に向けて加速されていくというようなことを考えております。これによって、少子・高齢化が進展する地方のモデルとなるように、永平寺町からそのモデルを発信できるような形で県とともに進めていきたいというふうに考えております。

また、ほんの小さなことではありますけれども、パナソニックさんがことし、2カ月ほどですけれども、永平寺町に滞在して、この前のデモ走行に合わせて準備を進めていただいている中に、やっぱり車両基地をつくっていただいた中で地元の企業を使っていたとか、町内の飲食店を利用しているとか、例えばそのデモ走行にあわせて、安全対策としてシルバー人材センターの方々を使っていたとか、小さな効果ですけれども、そういった効果もあらわれております。今後、ますます自動走行実証実験が進むことによって関連する企業等が永平寺町に訪れていただく中で、そういった経済効果というのも期待できるというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） そういった形でもう既に、小さなことと課長おっしゃいましたが、少しずつではございますが、目に見えた効果が出てきているということが

実感できましたので。やはり新聞記事などを読ませていただきますと、この19年度以降のコメントも載っております。19年度以降の延長もあり得るといようなコメントもございました。

今ほど課長答弁されたとおり、いろいろな効果が少しずつ出始めてきているといった中で、企業誘致や経済効果の観点などから積極的にこの期間の延長を働きかけるべきではないかなと思いますが、そこらはどうお考えでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 議員仰せのとおり、パナソニック初めいろんな関連する企業が長期にわたって永平寺参ろ一どで実証実験を行うことによって、永平寺町に長く滞在していただけるということになるかと思えます。

こういった技術の研究開発が進んで実用化に向けた課題を解決していくということで地域との結びつきがさらに強くなるというふうなことがありますので、自動走行の一つのモデル地区として、永平寺参ろ一どにさらに関連する企業が入っていただくということも含めて、また実用化に向けてということで、町としてはさらに次の段階へ進むというようなことも含めて、最終的にはそこに根づいていただいて地元に着定していただくというのが一番理想ではありますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、それに関連するような企業進出というようなことも将来想定される中で、やはりそういった形での、期間延長というよりは地元に着定していただくといったようなことを働きかけていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 確かにパナソニックさんは、ほかの新聞を見ますと、地域の高齢化、過疎化対策として、実際にどのように自動車が使われているかを調査し、地域社会に貢献する新しいモビリティサービスの実現も視野に入れ、自治体と協力していくことも明らかにしているといったこともございますので、やはりここは積極的に協力をしていきながら、先ほど町長の答弁の中にありましたが、サテライトオフィスのような形で、そういった形の企業誘致ということも考えられるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

次に、この取り組みを生かした情報発信ということでお伺いをしたいと思います。

11月23日から26日まで、ポートメッセなごやにおきまして名古屋モータ

一ショーが開催されておりました。その中で中部運輸局のブースに永平寺町での自動走行での取り組みが紹介されているとお聞きしましたので、私、見にいってまいりました。そこで中部運輸局の方といろいろなお話をさせていただき、そこでちょっと感じたのは、なぜ中部運輸局さんがこの自動走行の紹介をしているのかなと思いながら担当の方とお話をさせていただきましたら、やはり自動走行といったことも我々中部運輸局にかかわってくると。例えば、交通事故の削減や車体の衝突安全基準の中には自動走行の自動運転が安全基準の一つに入ってくるといったようなこともお伺いしてきました。その中で、やはり中部運輸局さんも大いにこの自動走行に関しましては期待をしているとお話でした。

また、そのブースに永平寺町の観光パンフレットが置いてありまして、永平寺町のパンフレットを持ち帰られる人もいらっしゃいまして、永平寺町のPRもしていただいているといったことで大変感謝をしておりました。

そこで、中部運輸局の方からお話を伺いましたのが、今、永平寺町では自動走行で全国からも、そしてまたIoT業界からも大変注目をされているというお話を伺いました。そこで、このことを契機と捉え、最新のIoT技術を積極的に活用し、永平寺町の特徴を前面に押し出した新たな永平寺ブランドの発信とするツールとなるような取り組みをしていってはどうかということで、お考えのほうをお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまでもいろいろなマスコミにも取り上げていただきましたし、先々週、日経BPというところから招待をいただきまして講演をさせていただきました。いろいろな企業さんがいる中でいろいろお話をさせていただく中で、逆にいろいろな提案もいただいております。本当に東京とか国の人、その皆さんとお話するのに一番先に出るのが「禅（ZEN）」のまちで、私たちがこれを何とかブランドにしようとして進めている中で、うまく今回、IoTとこの「禅（ZEN）」のブランドの融合ができればさらにこの永平寺町がものづくりのまちとして一つ大きく発展するのかなというのを今感じております。

今、日本国内でもいろいろ企業の改ざんであったりそういったのがグローバル化になってある中で、いま一度、日本のものづくり、その根幹にはやはり禅という心があるのではないかということで、企業さんも永平寺町でいろいろやる中で、この「禅（ZEN）」というブランドが使えればより信頼が得れるという、そういったお話もいただいております。

今までいろいろな地方創生で取り組んできた中で、実は全て結びつけていくことが大事だなというふうにも思いますし、今からいろんな人が集まってきて、そしてこの永平寺町の魅力を伝える、また企業誘致に結びつけたり人口増、また雇用の場、先ほども政策課の職員が東京へ行ったときに、移住に際しても働く場があるのかというのがやはり一番多く聞かれる。そういった場の確保、こういったことがこれからこのIoT推進ラボが起爆剤となって進んでいけばいいと思っております。

先ほど期間延長の話もありました。いろんな企業が参加をして本当に日本で一番永平寺モデルというのを確立されれば、自動的にいろんな企業が来ることによって期間は延長されていくというふうに信じておりますし、またいろんな国の関係機関ともお話ししますと、やはり永平寺町で一つ国の事業をやってみたくて、そういった声もいただいております。いろんな人が集まれば、また投資が集まれば、またさらに人が集まって投資を生む、そういった好循環。ただ、ここが目的ではなしに、本当の真の目的はその税収を上げて住民サービスを、これからの少子・高齢化の中で維持していく、その起爆剤となるように一生懸命、これはスピード感を持ってやらなければ、ほかの企業、またほかの市町もありますので、スピード感を持って対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほど町長のほうからもいろいろお話ありまして、また、働く場であったり税収を上げるといったことで、昨日も答弁の中で、やはり永平寺町は自主財源が福井県内でも下から2番目、3番目だといったようなお話をされていまして、ぜひともこの自動走行の実証実験をそういった企業誘致でありますとか自主財源の確保といった面から、そしてまた町民の皆様住民サービスとして還元できるような取り組みとして力強く推し進めていっていただきたいというふうに思っております。

これで1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目に、除雪体制は万全かということで何点かお伺いしたいと思います。

先日、町長の所信の中で、ことしの除雪体制を万全にして臨みたいというようなことをおっしゃっていましたが、少し中身の確認をさせていただきたいと思います。

1つ目に、除雪体制の課題と安全対策はということで幾つかお伺いをさせていただきます。

ことしの除雪委託業者は何社ほどあるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 全部で33社です。車両の台数で言いますと52台というふうになっております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） これは昨年と比べますと、昨年と同等なのか、ふえているのか減っているのかということもお願いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 業者数は2社ふえております。車両につきましては1社増というふうになっております。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほど、昨年より2社ふえているといったようなお答えでしたが、今、永平寺町内に89の地区がございますが、一つの業者さんで大体どれぐらいの地区を担当されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 路線の割り振りににつきましては、道路の幅員とその業者が受け持つ機械の幅が合っているか、また地区事情に詳しい業者か、作業効率のいい、田園部であるか市街地であるかということでおおむねの作業時間を考えまして決定しております。

したがって、何地区を担当するかというようなことではなくて、一つの地区に幾つかの業者が入ったりというような状況のほうが多いというふうな状況です。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 地区というよりその路線とかで割り振りしているということですが、町民の方から問い合わせですとか苦情というのはどういった内容が多いのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 苦情の内容ですけれども、除雪に来るのが遅いであるとか、家の前に雪の塊を置いていったと、また畑や駐車場などに雪を入れていったというようなお叱りが多いという状況です。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 大体私もそういった似たようなお話を町民の方からお伺いし

ますが、除雪が遅いといっても、私も町民の方から聞かれたときは、行政のほうも優先順位をつけて、やはり幹線道路からというのが基本であろうということで、多少の時間のずれはあるかもしれませんがということでそういったお話をさせていただいているんですが、ただ、本当にいつまでたっても来ないとか、そういったこともお伺いします。何か隣のところは終わってるのにうちにまだ来てないとかということが聞かれましたので、だから先ほど一つの業者さんでどれぐらいの負担割合なのかなということをお伺いしたんですが。

聞いた話によりますと、以前ですと業者さん同士で協力し合いながら、こっちの業者さんが先に終わった場合で隣の地区の業者さんがまだ終わってない場合などは、その応援といいますかね、何か緊急的に応援してあけてくれたときもあったよというお話もお伺いしましたので、今後、もしそういった時間に大きなずれがある場合などは、やはり町民の皆さん、少しでも早目にあけていただきたいという思いでそういった問い合わせであるとかしてくると思いますので、そこら辺を委託業者さんのほうで協力し合って少しでも早く除雪をしていただけないかというようなお話をさせていただけないでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 今おっしゃるような対応をこれまでもしてきたつもりではありますけれども、一定の時間に業者のほうから進捗状況を連絡するようになっておりますので、その状況を確認しながら、早目に終わった業者には、その除雪車が入れる路線であれば応援ということで柔軟に対応していきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） では、そのように柔軟に対応していただき、町民の皆様の期待に応えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、積雪が多いと交差点の角などに雪を高く積み上げ、通学路がある交差点などでは子どもたちよりはるかに高い雪山になり、車の運転手から死角になり、横断歩道を渡ろうとする子どもたちが見えずに危うくちょっと交通事故に巻き込まれそうになったとかいう、そういった事例も聞きましたが、そういったことの安全対策ということをお伺いをしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 周囲に空き地や田んぼがなかったりする、市街地に特に

多いんですけれども、交差点の隅切り部に雪を置いて車などが通れる幅員を確保するということを通常しております。

雪の多い日が続きますと、だんだん二度、三度と連続して除雪の作業を行いますと、今おっしゃったように雪山が大きくなって行って、車であるとか歩行者であるとかの、何と申しますかね、死角が大きくなっていくというような状況になります。そういうような状況になるというふうに判断した場合には、積み上がった雪をダンプで搬出するなどいたしまして、事故のないように対応していきたいと思っております。

これ除雪全体についてですけれども、町長から議会の冒頭でありましたけれども、今年度も業者向けと職員向けと二度除雪会議を行いまして、除雪の計画に基づき、私、特に強調したのは、町民目線で気配りの行き届いた除雪ということを両方の会議でお願いをしたところでございます。

○議長（齋藤則男君） 江守君。

○6番（江守 勲君） 今ほど、除雪会議を委託業者さん向けと職員向けに行ったということですが、今ほどのお話もいま一度、委託業者さんとお話し合いをしていただき、やはりこういった通学路の確保、安全面の確保といったことは確認をしていただいて、こういった危険性を少しでもなくすといった取り組みをしていただきたいと思っております。

やはり今、永平寺町は、平成28年11月14日より1年以上交通死亡事故ゼロということで、先日表彰を受けたということも新聞に発表されておりましたので、こういった交通死亡事故ゼロ、そしてまた町民の皆さんの安全、安心への対策を万全にさせていただいて、ことしの冬、こういった事故が起こらないように、また町民の皆様からの苦情等、問い合わせ等が少しでもなくなることを期待いたしまして、私からの一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、8番、上田君の質問を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私、今回、2つ用意させていただきました。1つ目、地方創生「えいへいじ産学官協働プラットフォーム構築事業」の検証と方向性はというのが1点目です。2つ目、子育て親の相談事業の再開と保育体制の充実をとという2つを上げさせていただきました。

まず1つ目は、昨日の小畑議員、そして本日の川崎議員で私の質問がほぼ出尽くした感があるんですが、あえて、用意してありますので、重複することがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

地方創生、先ほどからまち・ひと・しごと、国のいろんな形での施策の中からそれぞれの町が施策を上げています。それから再生戦略交付金のことであるとかいろんな形での新しい計画の中で進められている中で、ちょうど1年前、28年の3月にえいへいじ産学官プラットフォーム、地域資源活用の先行型という形がありましたので、それについてお聞かせいただきたいと思っております。

国の地方創生計画から、各自治体はまち・ひと・しごと創生総合戦略が平成27年10月に示されました。この戦略は平成27年から31年度までの計画ということになります。これは議員の皆さんの質問の中でそう示されていると思っております。他方、地域再生戦略として地域再生計画も当町は策定し、国の採択も受け各種事業が展開しているところであり、今予算についても補正の中にもその予算がかいま見られるところでもあります。平成27年度、平成28年3月の補正であります。補正予算で地方創生加速化交付金事業であるえいへいじ産学官協働プラットフォーム事業についてがありました。それについて、もう1年たちますので、それぞれの検証と、それから他議員の質問の中にもありましたように、これからの方向性が一番大事だということを思いまして、今回の質問をさせていただいているわけでもあります。

計画の内容については、ソフト面、それからハード面というのが上げられています。そこで、そのいただいた中で、今回の基本目標の中に、先ほど川崎議員にもありましたが、目標の中には、「永平寺町の地域資源を活用した安定雇用」の創出、これは企業のための産学官連携の整備であるとか地域内の産業環境の支援の体制を整えるという内容であります。

それから、「永平寺町への新しい人の流れをつくる」ということで、学生、若者が参画するまちづくりの条例も含めたその体制の整備、それから学生の永平寺

町に対する意識調査を実践していこう、それから永平寺町のPR、動画の作成とか。要は、永平寺町の今後のPRも含めて若者が参画できるまちづくりということで、新しい人の流れをつくろうというその計画のところであります。

3つ目、「永平寺町らしさを活かして、時代にあった『誰もが住みやすい』まちをつくる」ということで、その一つのかなめ、扇のかなめとなるために永平寺まちづくり会社をつくりますよと。現実的にえい坊くんのまちづくり会社がございます。そういうふうな流れの中から、その事業は大きく3つあるんじゃないかなというふうに思ってます。書いてありました。

事業の内訳は大きく3つありますと、プラットフォームの構築、そういう体系をつくりますよと、それから、それにあって各種の計画であるとかイベントであるとかそれに伴う条例も含めてそういうものを作成していこう、そしてプラットフォームの拠点づくりをしようという予算がつけられております。予算の内訳ですが、人件費と役務費を含めて約550万、それから広告宣伝費で400万、そして委託料で1,500万、そして負担金——補助金ですね——その拠点づくりの補助金として2,000万が今回のその主な予算体系であります。

そこで、今回の特色としまして、委託料の中に、今後の永平寺町のその方針を見きわめるためのものであります。若い世代が、それも福井大学、早稲田大学の学生に委託した懸案が3件ありました。そしてその業者に委託したイベントであるとかPRとか宣伝用のパンフ、そういうものの費用、それからもう一つはプラットフォームの拠点、そして今後の、ある面では扇のかなめとなるまちづくり会社をそこに設置しているわけですが、永平寺まちづくり会社、それと永平寺まちづくり株式会社のえい坊くんのまちづくり株式会社が今回の大きな課題になっていくと思います。

そこで、その1と2、特にそのソフト部門的な福井大学、それから早稲田大学に委託した懸案について、その進捗状況、またその内容からどういうふうな参画があったのか、またそれによってももしも課題が見えてきたのであれば、それについての内容をお知らせいただければというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 委託料の中のソフト事業の関係の進捗状況ということですが、まず学生まちなかデザイン作成といった業務委託ですが、これにつきましては、松岡駅前案内看板を制作しまして、その後、制作後、SNSあるいは新聞等で取り上げていただき、町の取り組みですとか町の魅力発信

ということで町のPR、情報発信につながったというふうに考えております。

また、学生・若者まちづくり条例につきましては、6月議会で制定させていただきまして、その後、若者の地元への参画といったようなことを進めていくというようなことが今後の展開となっていくかと思っております。

また、地域の課題探求プロジェクトということで、東古市、吉峰地区でのそれぞれの地域の魅力を掘り起こしまして地域の活性化を提案するといったことで、これにつきましては里まちづくりというような形で報告書ができ上がっており、地域の方々と意見交換をして非常にまちづくりについて地元の方と深い付き合いができたというようなことになっております。

また、まちづくり会社につきましては、ことしの6月にまちづくり会社ができまして笑来の運営管理に当たっているということで、課題と申しますか、今後の展開としましては、今の学生まちづくり条例に伴う、いかに学生あるいは若者に地域に入って交流していただくかというようなことで、これにつきましては今、その拠点となるべく施設ということで、県立大学とその拠点づくりについて今協議をしながら進めているところでございます。

あと、地域探求プロジェクトの中の東古市、吉峰区のまちづくりについては、これはある程度、学生のほうで地域の魅力を掘り起こして、こういったまちづくりをしたらどうかという提案をしておりますので、今後、それを地元の方々が実際に具体化していくと申しますか、実施していく、そのために町も協力、支援していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 多少、成果について申し上げます。

早稲田大学が東古市、吉峰、そして松岡地区に入らせていただきまして、今はさらに、先週も25名の学生が、今度は自動運転をどういうふうにまちづくりに生かそうか、吉峰、東古市はそのまま継続して入られまして、さらに次の展開でそういったことも今させていただいております。

そして、県立大学は永平寺町学というのを受講しました。議会にもしていただきましたが、そこで学生の皆さんにこの行政の取り組みをいろいろな角度で知っていただく、そういったことも今行っております。

また、県立大学の、その学生が学生を呼ぶと申しますか、そういった形で、今度は県立大学の学生もIoTとかここに参画させてほしいというお話もいただい

ておりますし、また先週、志比北で行われた防災訓練ではボランティアの皆さんが救急救命のをやっていた。

実はこれ、今年度で国の事業が終わるわけなんですけど、来年からも引き続きまたやっていきたいという声もいただきまして、今、そういった若者の大学との連携と申しますか、こういったのが活発になってきておりますので、さらに条例もつくりましたので、その条例に沿ってしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 細々と一つずつ聞こうかと思ったんですが、全部まとめて課長答えていただきましたので次のあれがあれなんですけど、次のところで見ていきたいと思えます。

私、先ほど言いましたように、今回の事業の中で、そのイベントとかをやるだけじゃなくて、結果的に若者が、例えば県立大学とか福井大学のとか、それから早稲田の学生がこのように地元に入り込んできていろんな形でやってきている。実際に私どもの京善地区のほうにも、早稲田の学生さんと私、2回お会いして、まず1回目は、そのまちをどのように形成しているのかということで、私どものほうの講、要は仏教を中心にしてどのようにまちづくりしたかというのを聞いてきました。2回目は、今ほど町長言ったように、自動走行のやつをどのように出たら利用しますか、またどういった不便さがありますかということで、早稲田の若いお姉さんが私のところへ来て、私はうれしい気持ちで30分ほどお答えさせていただきましたが、そういう意味でその事業展開としては非常に良かったかと思えます。

ただ、今後の後のことにも行きたいんですが、それをどのように生かそうかというのが一番のこれからの課題だと思っております。先ほどありましたように、松岡駅の看板、これは先ほど1回つくってしまえばそれまで、それから6月の条例、つくってしまえばそれまで、それから今の東古市の報告書をしてやりました。町長もいみじくもはそれをどう活用していくかを今後やっていこうというような話が出ました。それが一番大事なので、そこの、例えば今後どのように展開するかというのがあればお知らせいただきたいというふうに思えます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、若者の大学生の皆さん、例えば早稲田大学の学生、大学院生の方は永平寺町に滞在しまして、地域の祭りいろんなところに参加してくれ

てます。また、未来会議の中から留学生の学生さんとの連携の中で、それは民間の皆さんが各お祭りのおみこしを留学生の皆さんと一緒に担いで、地域の皆さんと大学生の皆さんが、もう行政を通すとかではなしに連携をさせていただいているということも今あります。

もう一つは、今回、志比北地区も県立大学の皆さんが入られていろいろやっていく中で、そこは僕、まずきっかけだと思うんです。そこから地域の皆さんと学生の皆さんとの縁といいますか、そこから生まれていく。ずっと行政がお膳立てをするのではなしに、皆さんと学生が連携できるのが一番理想かなというふうに思っています。計画とかそういったのはまた別の話になりますが、それがやはり一番、大学があるまちということで大事だと思います。

そして、「ドラゴンクエスト」の松岡駅の看板につきましても学生が発想した新たな取り組みということで、住民の皆さんともまたいろいろお話の中であの看板ができたんですけど、そこでやはり学生の発想、若い人たちの発想というのが町民の皆さんにも、若い人たちこういう発想して、しかもこういう発想って全国で、インターネットの世界でちょっとあれが有名になりましてテレビ局の取材とかも結構殺到したという、そういったのがありまして、そういうなのだという気づきにもなりましたし、この前、パワーボム！をしたときに県大、また地元の若い人たちが中心でやっていただいたんですが、その地元の人たちのほうからも、県立大学とは違う大学だったんですが、あの看板、若い人のあれでつくったんやろうという、そういった声が聞こえるようになってきましたので、どんどんどんどん町民の皆さんと学生が身近に何かつき合える、そういったのがゴールだというふうに思っておりますので、これからも一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほど当然あれですが、時間もあれなのでちょっと確認したいんですが、私、この中で一つ、細かくちょっとお聞きしたいところがあるんですが、例えば地域課題研究プロジェクト、先ほど言いましたように、その報告書ができていう形ですが、インバウンドも含めたおもてなしの対策や特色ある教育ということで、各小中学校、幼稚園に対して触れ合う機会を創出していきますというのがありますが、これについての内容について、それから、先ほど町長はいろんな形で今後の方向性を言っていたらありますが、そういうふうなものをひとつ、どうなるんかということをや、ちょっとお聞かせあればお聞か

せいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 永平寺町内の幼稚園、小学校との触れ合いということで、地域探求課題の中の特色ある教育ということで、これにつきましては、絵本を使った英語教育ということで町内の幼稚園、小学校、児童に対して英語教育の勉強を行っているということで、絵本を使った英語教育ということで、これに参加していただいた園児、児童につきましては、興味を示していただいて非常に楽しかったというようなことで、今後、英語ということが学習の中で、単位の中で必須になってくる中で非常にそのきっかけになっているというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 今、総合政策課長申し上げましたとおり、そういう特色ある事業といたしますか、幼稚園でもそういう英語教育、教育といたしますか英語に触れ合うということをどんどん進めておまして、また地域との交流も盛んに充実させていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 多分、この450万あるんですが、その450万は当然、早稲田の大学生の方がこちらに出向いてきてますから、そのいろんな費用もかかっているんじゃないかと思ひますけれども。

やはり今後の取り組みとして、例えば今、学生の方が来てくれてそういう取り組みをしました、それで終わりました。先ほど言いましたように、これで終わったんじゃなくて、今後それをどのようにしていくのか、それをどのように発展させるかという次のステップの、その、どういうんか、プログラムですね。それが絶対必要ですので、ぜひそれは総合政策課であったり学校教育課であったり子育て支援課であったり、そういうものを是非作成をして、次のときにはこういう、前のやった事業からこういうものをつくり出してやりましたというのをぜひつけていただきたいというふうに思ひます。

そこらのもしもそういう思ひがあったんなら、ちょっとお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 早稲田が入っていただきまして、今回、IoT、またMaas（モビリティ・アズ・ア・サービス）という交通マネジメント、今上田議員もお話をされた、実はそれは、この永平寺町で早稲田大学がいろいろな企業さんと

連携をとってMa a Sを確立していくということで、企業さんと連携をとって今やっけていただいております。それに県立大学もぜひ参加させてほしいということでだんだん輪が広がっていきまして、これも最初、永平寺町に入っていたいで、また、そのときには自動運転というのはまだなかったときに入っていたきましたので。ただ、その中でまちづくりに関心を持っていただいで、今回、積極的にこういったことにも参加してくれる。

また、今回うれしいのは、卒業した次に入ってきたそのゼミの新しい学生さんたちが後輩として、先輩が永平寺町に連れてきていただいで、一緒にやっけていただいで。先日、20人の学生が来てくれます。どんだんどんだん次の後輩、後輩というのが永平寺町に来まして、有賀ゼミという教室なんです、その皆さんは何か永平寺を第二のふるさとのように思っけていただいでおりますし、フランス人、またスペイン人の方も一緒にここに来ている、この日本の、また地方の交通まちづくりにっけて研究をいただいでますので、だんだん発展してきております。これからもだんだん、さらに深い結びつきになっていくことを今期待しております。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひそういう発展していただいできたいと思っけています。

私言いたいでるのは、要は、学生さんはそれで勉学なりそれができるんでね、それをいかに私どもが自分のそれに結びつけるかというのが一番大事なので、ぜひそれを企画してほしいというのが今回の大きな狙いなんです。

それと、先ほどの若者のところもありましたが、当然早稲田の大学生さんが動いてるのはわかるんですが、その受け皿となる、先ほど言っけていたように、地域の方との連携の中に、ぜひとも当永平寺町に住む若者をどう入れ込むのか。よくまちづくり、東古市もそうだろうと思っけていますが、まちづくりのところ、吉峰もそうだったと思っけています、参加者は多分お年寄り、僕らの年齢かそういう方ばかりだったと思っけていますね。その方々をあえて、先ほど言っけていたように、祭りでみこし担ぎに入っけてくるというようなこともおっけてましたが、どう地域の若者とそれを結びつけるのかというプログラムをぜひ、今でなくても結構ですので、ぜひ構築してそれを今後お示しいただいできたい。それが今ほどのこれの有効活用になると思っけていますので、事業形態は当然それぞれの学校とかがやっけてできますので、ぜひそういう見方をいただいできたいというふうにお思っけています。

続いで、時間もあれですので、次のそのハード事業にとりこについてお聞かせ

いただきたいと思います。

当然のように、これの中で、ハード事業で笑来の、要は運営、そしてまちづくり会社の運営ということにかかわってくるというふうに思っています。小畑議員の中でもありましたように、その稼働率については40日間の219人、それから利用は8日間の105人、20%目標が38%でしたか、という形になってますよと、そういう形の内訳がありました。

そこで、私、ひとつお聞きしたいのは、その219名の中の内訳です。例えば観光を目的に来た人はどれだけ、また学生さんが、今言いましたように早稲田の大学生さんとかで使った方が何人で、それ以外の若者の利用、またはセミナーハウス、例えばそれをセミナーハウスとして使うというふうな計画もありましたので、セミナーハウスとして使う計画が以前あったのかという実績を一つ。それから、その実績の中から今後どう展開していくのか、またどういう課題を持っているのかという点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 219名の内訳ですけれども、まず主な目的別にしますと、ビジネス関係で68名、親睦関係で69名、あとゼミ、合宿等で82名ということで、ビジネス関係といいますのは自動走行関連で利用していただいているということで、親睦はお盆なんかの帰省とか、仲間同士、友人同士のご利用ということで、ゼミ、合宿につきましては早稲田とか慶応大学、県立大学等の教養ゼミとかそういった形での利用ということになっております。

その中で、観光といいますか、滞在型の、体験型の観光を絡めたその利用というのが、やはり今現在ではないというようなことで、今、まちづくり会社のほうでこの笑来を絡めた体験型のそういうプランといいますか、を練っている中で、先日もちょっとお話ししましたそば打ち体験と酒蔵見学というのをセットにしたようなツアーといいますか、それに笑来を絡めた形での体験型のイベントをやっていきたいというようなことで計画をしている中で、これも県の観光連盟なんかにもアプローチしまして、そういうプランもパンフレットに入れていただいて実際に募集をかけるというようなことを今後やっていくということで今進めているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 一遍、前のときの、ちょうど笑来のときに一般質問等をさせていただきます。そこでいろんな形でその1棟貸しにするところでの話があり

ました。それでは2名から5名、いろんな形があるんですが、要は、飲食はなしのゲストハウスを中心にしながらするもの、それからセミナーハウスにするものということがあります。費用のところとかいって、その利用状況から考えると非常に私は懸念するところがあるんじゃないかというふうに言いました。というのは、今ほどこの中でビジネス関係、これは当然自動走行が今ありますのでそれは見えてる数字です。それから親睦、セミナー、ゼミのところも今見えてる形ですね。後でもう1回質問せなあかんですが、そのまちづくり会社のフロンティアの部分のところではどうかと見たら、今後、そのリピーターというんですかね、永平寺町に寄与していくところも、やはりその観光を主にした一つの笑来だったんじゃないかなというふうにも思っています。

ですから、今、体験型ということがありました。先ほど川崎議員の話の中でもその創生の中で体験型、目標31年で300人でしたかね。250人やったか。ほんで体験型は30人ですが、観光で来るのは250だったと思います。体験型で来るやつやね。それも全部笑来を中心にしていますという話でした。ですから、そこをいかに重点的にやるということが、今後のその笑来も含めて、まちづくり会社も含めて大事だと思うんですが、そういうところの展開はどのように考えていますでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今、永平寺町の観光だけではなく、交流人口は間違いなくふえてきていると思います。それがこの笑来の、今宿泊していただいているビジネス、学生さん、またいろんな形で使っていただける。やはり来年、また再来年に向けて、さらにこの訪れる、永平寺町に来られる。それは観光、またビジネス、また研究、いろいろな形で来られる。その交流人口がふえていく中での受け皿にはなってくるなというふうに思っておりますし、現にそういうふうになってきております。

この中であわせて、ほどほど移住とか農業体験、そば打ち体験とかそういう体験型のそういったのもあわせてやっていきたいと思いますが、どちらかというと、今、この交流人口がふえる中でそちらの需要のほうが、ここがいっぱいになってしまうのかなという、ちょっと思いもありまして、じゃ、少ない時期、またビジネスマンでしたら土日は入りませんので、土日だけはそういった観光に充てるとか、ほどほど移住ですとやっぱり1週間ぐらいいてもらわないとだめなんで、この期間はこういうふうにはほどほど移住のにするとか、そういったふうなことを考

えていかなければいけないだと思います。そして観光につきましては、この前も地鎮式がありました。平成31年に、ちょっと形態は笑来とは違いますが、大本山永平寺さんが宿坊を今つくっていただいていますので、そういったまた観光の受け皿にもなってくるんだというふうに思っております。

笑来、最初、本当に1棟貸しを皆さん不安視する声もありましたが、今、こういった形態になりますと1棟貸しのほうが使いやすいという、そういった方も多くいらっしゃいますので、またこの笑来、いろんな形で紹介をして利用していただく。永平寺に来られたときには、福井市じゃなしに永平寺に泊まっていただいて、永平寺でいろいろな形で消費もしていただければ幸いですので、そういったふうに使っていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 時間もあれなんで。

それと、もう一つ、1点ですが、その宿泊、笑来のことについて計画があります。稼働日数は54日をもくろんで、宿泊料が300万を今見込んでます。実際にそれが大体達成できるのかということですね。

それと、実際それに対して、ことしは指定管理料を500万出してます。計画で言うと、30年度においては体育施設の指定管理をするということで、その指定管理料が全部合わせて30年度には2,330万という形の数字やったかと思えます。それが達成していくのか。それから、笑来との宿泊のところ、それがどうなるのかという点が、もしも見通し等があったらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今現在、11月末で利用実績に伴います笑来の収入といえますか利用料、宿泊関係の日中の利用も含めて大体180万ぐらいの収入になっております。今後さらに利用を高めながらふやしていきたいと思えますけれども、来年、30年度の体育施設の指定管理という面につきましては、これは関係する担当課等々とも話ししていく中で、やはり来年、30年度、福井国体等も控えている中で施設の修繕とかそういったこともあります。そういったことを考えますと、30年4月からその指定管理というのはなかなか難しいということもありますし、今後、国体が終わった後に状況を見ていきたいというのもあります。

また、指定管理にかわるものとしまして、まちづくり会社として次の展開を考

えていく中で、やはり先ほどからお話ありますような自動走行というのが、次の展開としてはどうしても実用化というようなことも見据えた場合に受け皿として考えていくということが必要だと思っておりますので、30年度以降、国のほうも非常に、いろんな情報収集とか国とお話しさせていただく中で、自動走行とかI o Tも関連する事業というのは非常に次の展開へ早く動いているというような情報もありますので、そういったことも見据えて次の展開を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まちづくり会社につきましては、そもそもこの自動運転の実用化を目指して設立したという一面もあります。交通会社さん等の投資もいただいております。いよいよ来年からI o Tが進む中で、今政策課長が申しあげました一つの受け皿、町ができないところはそこが受け皿になって、いろいろな企業さんとの連携、また中心的にやっていくという形になっていくと思います。また、投資をしたいというお話もいただいておりますが、都度都度やるのではなしに、いつか、一度にそういった方々に事業を説明して投資をしていただくというふうな形にもなってきます。今回、本当に来年に向けては、大きくまちづくり会社が重要な位置づけになる、そういったことになると思います。

それと、指定管理につきましては最初お示ししました。議会のほうからもいろいろなご指摘、ご提案もいただいた中で、一つ、やはりまちづくり会社らしい指定管理が求められていると思います。これは各課、またいろいろな皆さんとお話をしなければいけませんし、まだ役場の中でも議論を始めたばかりなんです、実は四季の森、年間2,100万円経費がかかっておりますが売り上げが30万円。ただ、あそこは文化の発信であったり生涯学習の拠点という、そういった位置づけもありますが、もう一度、あそこの施設をどういうふうに持ってつらいいか見直そうということで、今、公共施設を有効に利用するという面からも考えております。福井県のかかるた大会が開かれたり、いろいろ和室のほうではやられてますが、これから老朽化もしてきますし修繕もかかってくるということで、それなりのやっぱり収益を上げていきたいという思いもありますので、そこを、まだ役場内で話、また議会のほうからもご提案いただければいいですし、私たちが提案いたしますが、そういったところでまちづくり会社が民間らしい指定管理ができないかなというふうに思っております。

その一つが、やっぱり先ほどから申し上げてますサテライトオフィス。いろいろ

ろな多くの企業さんが集まってくる中で、一堂にそういった事務所といたしますか、そういったところができますし、幸いにもタイミングがよかったんですが、今、インターネット環境も変わります。実は企業の方が今はハードを、永平寺庁内からインターネットで送ることができない、データを送れないということでハードに落として持って帰ってますが、整備されることによってインターネットでそういうふうなこともできるということもありますので、ちょうどいろいろ取り組んできたことが結びついてきた中で、もう一段進めるにはそういうことも考えていく。そういったところにはやっぱりまちづくり会社というのが大きな位置づけになってくると思いますので、またご提案させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっと苦言じゃないですが、先ほど言いました指定管理の2,300万ですね。ここは人件費が400万で、委託、公務費が1,000万で、賃借、そんで1,000万かかって、そんだけの委託料を出しますよ、3,000万という計画になってます。その計画が入って、来年度は200万の赤字、再来年度は100万の赤字という形で当初のその運営の中で見ているわけですね。でも、今みたいに、やっぱりそういううまく絵に描いたようにはなかなか進まないということがありますので、ぜひそこらあたりはシビアに見ていただきたいというのが1点です。

それから、もう1点。先ほどのフロンティアのところ。自動走行、それから地域交通網、これは先ほど言いましたように、いかにその過疎地で先ほどの永平寺モデルが構築できるか、その永平寺モデルが構築されたことによって、これの受け皿になるまちづくり会社になる。それから、高齢者世帯サービス、これは地域包括ケアシステムの中でどういう形でのその受け皿になれるのか。例えばシルバー人材であるとか社協であるとか、その中の一つとしてまちづくり会社もその企業体、例えば配食なら配食のところでしたら、ある程度その地元の業者とも絡めることができるんかもわからないけれども、そういう感じでやるとか。それから、先ほど言った空き地の利用とか、あこで上がったのは給食野菜の中間加工もやりたいねというような形での受け皿がありました。ぜひとも、そのフロンティアをどう結びつけるかが今後の課題になると思いますので、それをやらないと、この計画どおりの3年後には黒字になるという計算が出てこないんじゃないかと思いますので、そこらはぜひ皆さんと一緒にシビアに見ていきたいと思ひ

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

例えば、今ほど町長が言った中で、サテライトオフィスですね。これちょっとむちゃくちゃな話なんですけど、四季の森のところは今、隣が、昔図書館やったところが資料館になってます。その活用、利用のところをもしも考えていろんな形すると、あえてそこを、先ほどのセミナーハウスとかいろんなことですから、あれば、大々的にサテライトオフィスの一つの企画のその場所にするとか、ちょっと横断的というんか、ちょっと飛び跳ねたことかもしれませんが、ぜひそういうふうな発想の中からこの事業をやっぱり構築していかないと進まないと思ひますので、計画倒れにならないようにぜひお願ひして、私のこの1番目の質問を終わりたいと思ひます。

何か所見があればお伺ひしますけど。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今、サテライトオフィスの、その大胆なというのはいただきました。やはりこれからまちづくり会社が担う、いろいろ課題って出てきます。民間にお任せするのか、これは役場の仕事じゃないからとか、これは本当やと民間ですけどなかなか受け手がいないとかそういった場合に、どういうふうな位置づけでまちづくり会社がこれから活躍をしていただく場が出てくるかもしれません。そういったのはしっかりレーダーを張ってお願ひしていききたいというふうに思ひますし、今ほど本当に、サテライトオフィスとかこういったものは、その時代の流れ流れというのが物すごい速いスピードで流れてる中で、しっかりといろいろな方向で。

今回、今まで四季の森もいろいろ、どういうふうにご利用していったらいいか、もう何年も試行錯誤で、結婚式場にしたらどうだ、レストランにしたらどうだ、いろいろな提案があったんですがなかなか実現ができませんでしたが、今回、いろいろな人がこの永平寺町に集まってくるということで、次の展開に進める。また、今までの課題が、何かクリア、光が見えてくる。そういったことでいろいろ点と点を結びつけてやっていききたいと思ひますので、またご提案よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。またこれもいろんな形で皆さんと一緒に考えていききたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、2問目です。子育ての親の相談事業の再開と保育体制の充実をというこ

とで上げさせていただきました。

子育て支援のまち、それから子育てしやすいまち、子育て体制の充実したまちというのを子育てのまちの魅力として前面にうたっている我が町であります。子どもたちが健やかで元気に過ごせるまちづくりを町政の大きな一つの柱とし、また永平寺町の、ある一面での一つのPRの前面に立ててる広告塔だろうと思っています。

子どもたちが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、その年代に合った環境の整備は重要であるというふうに思っております。そのために子育て・保育支援の体制の充実は必要不可欠であります。少子化が国家的な課題になっている現状からも、産み育てるのは個人的なことと同時に社会的な行為であり、親や家族が子育てを担うというものから、社会全体で子育てをさせるという基本理念に変化が大きく傾いているように思っております。

環境の整備には、ハード面、もちろんソフト面の充実も必要であり、特に近年の社会情勢の中から、社会環境の変化、子どもへの支援、保護者への支援の充実が多岐にわたっている。また、その対応が子育て支援課のみならず、福祉課であるとか学校教育課であるとかいろんなところにそういうものが絡んでいるというふうに思っております。そういう中から、専門性であるとか継続性、例えば小さい子どものときから小学校、そういうような形での継続性も求められるというふうに思っております。そういう実態が明らかになっており、マスコミの報道とか社会現象としてクローズアップされている昨今だと思っております。

そこで、二、三のお母さん方からちょっとお聞きしたことがあって今回の質問の一つのあれになったんですが、子育てをする親、保護者に、特にお母さんを中心にして悩み相談の重要性が増しているというふうに思っております。それでこの子育てのを永平寺町でも出しているんですが、この中の一つのやっぱり重要な柱の中にも子育ての相談であるとかそういうようなのがあります。

ここで、特に子育てのところの相談の仕方、それから、ある面ではちょっと気がかりな子どもであったりとか、例えばちょっと障がいを持ったお子さんについては、それから家庭の事情とかそういうものの相談業務を非常に重要視されて、かつまた今後は必要になっている状況かと思っております。前回の質問の中でも、貧困の子どもたちの中でも結果的にはその相談をする機会とか相談をする場所とかそういうものがなかなか見当たらずにこう陥ってしまっているというのがありますので、そういうようなこともあります。

それで、相談事業の体制と現状について、当町のどういうふうな内容になっているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、お答えさせていただきます。

当町、永平寺町の相談の体制をまず申し上げますと、相談にもいろいろありまして、今議員さんおっしゃいましたとおり、一般的な子育ての相談から発達障がい、気がかりな子どもの相談という、非常に多岐にわたっております。

それぞれ申し上げますと、子育ての一般的な相談等につきましては、まずは子育て支援課の窓口での相談があります。それと幼稚園、幼稚園での相談等もございます。あと、子育て支援センターでの相談もあります。あと、保健センター、保健師さんの相談があります。これらにつきましては常に相談できる体制をとっております、それぞれ担当の者が相談を受けているということでございます。

また、子育て支援課の窓口の相談については、昨年度、平成28年度より保育士を再任用させていただきまして、その相談体制の強化というのを図ったところでございます。

また、発達障がいとか気がかりな子の相談につきましては、幼稚園、幼稚園においてはカウンセラーを入れましたカウンセリング事業がありますし、保健センターでも専門の方を招いての相談会等を実施しているところでございます。

また、今年度より、仁愛短期大学の専門の先生を招きまして、幼稚園各園巡回をしていただきながら保育士に指導をしていただいているほか、また仁愛大学の先生もその保護者の相談にも乗っていただいているというところでございます。

参考までに、これまでの実績ですと、幼稚園、幼稚園のカウンセリング事業においては、対象となる園児は13名です。これは親の同意を得ているというところでございますが、あと保健センターの相談会でも3世帯の方が相談に来ていると。

内容等につきましても……、あ、内容はまだいいか。次行っちゃいましたね。済みません。済みません。

内容等につきましても、幼稚園とか子育て支援センター等窓口等で受ける相談、一般的には相談といいますが、中身的には、やっぱり子どもの成長、あと生活習慣、あと友達関係等の相談がありますし、保健センターの相談会やカウンセリング事業になりますと、やっぱり子どもの発達状況、そしてどういうふうに今後支援していったらいいかというところの相談等が内容としてあります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今議員さんがおっしゃられたように、お母さんが大分悩んでいるという事例は小中学校でも結構あります。気がかりな子どもと話をしたいということで担任の先生とか生徒指導の先生がお宅へ行くと、大体対応してもらえる人はお母さんですね。お母さんがやっぱり、お父さんに子育てはおまえだと言われてる場合とかね、それから近所の目とかがあって、何かお母さんが物すごく負担に思われているという事例がたくさんあります。

学校の場合はスクールカウンセラー、本町で10校あるんですけど、5名今配置されております。そういう担任の先生がお母さんと話している中で、少しスクールカウンセラーの方と相談されてみたらどうですかとか、そういうようなことで学校へ来ていただいて、そういう機会を通じてお母さんもカウンセラーに話されると結構肩の荷がおりてすーっとされるようなこともありますので、そういうような機会を利用してやっています。

それから、スクールソーシャルワーカーというのもおありまして、これについてはスクールカウンセラーあるいは学校の先生方が、このお母さんは子どもだけのことじゃなくて、いろんな社会的なことが負担になってるんでないかというような事例があった場合には、すぐ県の教育研究所のスクールソーシャルワーカーを依頼しまして来てもらってそういう相談に応じるというようなこともしています。

それから、民生児童委員さんも月に1回は学校のほうに来ていただきますので、あの家はどうかとかいろいろ相談に乗ってもらったりして対応しているのが現状です。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 子育て支援課のお答えとちょっと重複するかもしれませんが、福祉保健課の部分として申し上げます。

保健センターにおきまして母子保健事業を実施しております。ここでは、母となる前の相談体制としまして、母子健康手帳発行時の面接訪問、それからお子様が生まれてからの赤ちゃん訪問では、母子どもの健康状態をチェックしております。

それから、平成28年度からは、産後医療相談事業としまして、母乳の相談とか体調管理の相談を医療機関や助産院のほうで受けやすくできるよう補助体制をとっております。

それから、これも28年からですが、もう一步踏み込みまして、気になる妊婦さんや親子さんには医療機関と連携して情報共有体制をとりながら訪問時の対応が向上できるように、保健師が病院のカンファレンスのほうにも参加して情報共有体制をとっているということでございます。

そのほか、ママサロンの実施、それから子育て支援センターのほうに出向いて育児相談支援を行っております。それから、4歳児、5歳児の健診時においても育児相談会を実施しております。1歳半、3歳半の健診時においても個別相談会に取り組んでおります。その他、言語聴覚士とか臨床心理士などの専門家も参画いただいた相談会を実施しまして、気になる方がいらっしゃった場合は県や医療機関のほうにつなげられるように取り組んでおります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 私のほうから一つお答えさせていただきます。

他団体の現状と実績ということで、本町では子育てを支援する吉田地区更生保護女性会がございまして、その活動の中で、子育て支援といたしまして、毎月、何でも相談を御陵地区の子育て支援センター内のコアラのおへやで開催をいたしております。

相談件数でございますが、毎月4から5件あるそうで、相談内容につきましては子どもの気になることなどの悩み相談を受けているとのことでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ありがとうございます。

聞かせていただいて、いろんな相談業務をやっていただいて本当に助かってるなと思ってます。

ただ、ちょっと私気になったのは、社協がやってたのがなくなりましたというふうな話を聞かされてももらいました。社協が独自でやっていたのがなくなったということで、たまたまそのお母さん、私にちょっと持ちかけたお母さんは社協のほうでよく相談なさってたのが結局なくなってしまっていて、ちょっと困ったねというんでどうなったんやろうというようなご質問があったので今私あれですが、社協のほうにもちょっと確認しました。それから課長のほうにも確認させてもらいましたら、一応9月ごろまでやっていて、その後はなくなったよということになってました。

いろいろな形で相談業務をやっているんですが、やはりお母さん方、保育園でいろんな話をされるのは、それなりにほかのお母さん方がいても自由にしゃべられるというんか、そういう相談業務ですね。しかし、どうしてもそういうところではしゃべりにくいとかが、それから家庭の事情であるとか、それが先ほど教育長さんがおっしゃったように、幼稚園、小さいときから小学校、そういう形でずっと引きずるような形での相談業務については、やはり専門性と、それから継続性と、そしてその対応していただく方が常に一緒というんかね。ある程度そういう信頼関係の中でできますので、そういう面の相談業務をぜひ充実して行ってほしいということをお願いするわけですが、そういうことも含めて何かちょっとご所見あればお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 課を横断していろいろこの子育ての相談に当たらせていただいております。

やはり年に数回、園を通していたり学校を通したり、説明会とかそういったときにこういった相談の一覧をつけさせていただいて、こういった相談のときにはこういったところで相談に乗りますよとか、もうやってます？ ——はい。

ただ、各課横断的に、子育てだけじゃなしに、福祉課では、総務課ではこういったのがありますよという、そういった一覧でわかりやすく、入園のご案内とかそういったときに、
悩んだときに先生を通さずにでもそういった相談窓口に来てもらえることが一つの安心にもつながるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） せんだってNHKの放送を見てました。よく言われてるのは、保育園、幼稚園、何か学校の延長のちょっと手前のという感じとか、育てるといふのがありますが、そのときにNHKの方が強調してたのが、保育園は福祉施設だよと、児童福祉施設が保育園なんだよと、だから子どもさんだけじゃなくて親御さんも含めての、ある面ではその対応窓口が幼稚園であり保育園でありというような、NHKが強調してました。私、あれ見させていただいて、まさしくそうだなと思いましたので、ぜひともそういう形でお願いしたいというふうに思っております。保育の先生方は本当にいろいろな形でやっていただいておりますので、感謝しているところです。

そこで、その保育園の体制についてお聞かせいただきたいと思います。

次のところにちょっと課題がありますが、まず現行の基準がちょっとあったらお知らせいただきたいと思います。保育士の基準とか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 保育士の基準につきまして申し上げます。

幼稚園いわゆる保育園の保育士の配置基準につきましては、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で定められておりました、年齢別に申し上げますと、0歳児においては園児3人につき保育士が1人、1歳、2歳児につきましては園児6人に対して保育士が1人、3歳児につきましては20人に対して保育士が1人、4歳児、5歳児につきましては園児30人に対して保育士1人というふうな基準になっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） たしかこの基準は昭和28年、要は大分前、30年時代に改正になってないということであります。

当然園児のほうに、例えば先ほど言った気がかりな子であるとか、そういう場合は加配という形で、園児1人につき、その度合いにもよりますが、それは当町もそれに対して対応をしているかと思っております。それが小中学校も同じように、支援の先生が対応していただくというような形でなっておると思います。

当然、保育所では遊び、生活が中心になっておりますが、その保育指針のガイドラインが出ています。ちょっと私の手元にこども財団のこういう資料があるんですが、これ見るといろんな形が義務になってるんです。それはそこで言いましたガイドラインがそういうような形で義務化されてます。それ見るとほとんど、例えば保育の現状に対してこうしましょう、ああしましょうというのは義務になってるんですね。これだけ重い、学校の先生も同じだろうと思うんですが、そういう仕事内容が現在の保育士の方です。保育士の方は、そのみならず、子どものみならず、1日とか月とか年の保育に対する計画書もきちっとつくりたいとだめな指導要綱になってます。それを見て、私もこれ読ませてもらって、うわあ大変な状況下にある職業だなというふうに思いました。

その中で、今は加配とかいろんな形は、これは当然先ほどの親御さんとの話し合いの中で、ある面では親御さんが、ちょっと言葉は悪いですが、認めないと加配もなかなか難しい。でも実際はその子のためにいろんな手をとられてしまって、本来は加配が必要だと先生方は思っているにもかかわらずできない場合もあった

りするので、大変な部分があるというのも現状だろうというふうに思っています。

それで、次の質問ですが、これはよく皆さん、ほかの方も質問されてるんですが、現在の正規職員と嘱託職員の割合、そして大体パーセンテージはどんだけあるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 職員の正職員と非常勤職員の割合でございますが、正職員51、非常勤49、この割合でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 当然のように、51・49の正規の中には産休であるとかいろいろな形で休んでる方が入っての51だろうと思いますので、現実的にはひょっとしたら嘱託のほうが多い実績になってるんじゃないかというふうに思っております。それから、その人数のところを把握すると、多分、嘱託職員の方が担任であるとかいろいろな形を持ってますし、当然のように延長保育も含めてそういうふうな形での対応もしてるかと思います。その中で、仕事面は多分、その正規と嘱託職員についてもほとんど変わらない。要はローテーションを組んでやってるというのが職務内容じゃないかと思っています。

よく言ってるんですが、今後は、たしか数年前のときには6対4ぐらいで正職をふやしたいというふうなご答弁もあったかと思いますが、今後、やっぱりそのような考えでいらっしゃるのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） その6対4とかという数字につきましてはどうかと思いますが、今現状としては、比率は51・49ですけど、正職員は今51名いますが、正職員の数は今後お願いしていくということになっております。

あと、園児数の人数にもよって保育士の数も変動もあります。やっぱり少子化ということもございまして、年々園児数は減っている状況であります。そうしたときに、全体の園児数が減っていることによってその全の保育士の数も若干減少みとなっております。正職員の数をしっかり確保するとか、今後見通ししていくことによって、今、その6対4とかというのでなくて、正職員をしっかり確保することによってしっかり保育を行っていききたいというふうなことでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっとここで指摘したいのは、先ほど言いましたように、職務内容が当然非常に重い職務内容の中で、嘱託職員、それから正規職員が同じような仕事内容を持っている。例えば、先ほど言いましたように、嘱託職員でも担任というものを持って、責任はその担任の方が持ってらっしゃる。それから、そういう状況からいくと多分、嘱託職員の方の担任かというのは10名以上に、10クラスというか、それ以上になるんじゃないかというふうに私は思っているわけですが。

それと、今は話の中で改善されてると思います、嘱託職員の。それで、福井市やら隣の坂井市と比べると、今、改善された内容についてどのような違いがあるのか、大体福井市、坂井市と同じようなレベルになったのかどうかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 非常勤職員の処遇の面ということで理解すればいいかと思いますが、まず、今現状としては、福井市、坂井市、また勝山とか鯖江とか近隣市町とはほぼ同等、またそれ以上というふうに認識をしております。

28年度にその賃金体制を抜本的に見直しました。月給制を導入するとか、日給制についても賃金アップを図ったとかということがありますし、また本年度、再度、近隣市町とか民間の保育園等も調査しまして、30年に向けて処遇改善をまた図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ちょっと私教えていただきたいのは、例えば永平寺町の一般職のその賃金、いわゆる嘱託職員の賃金体系と保育士さん等の賃金体系との格差はどんなものでしょうか。どういうふうな違いがありますでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 一般職の保育士というふうに……。

○8番（上田 誠君） 保育士さんと一般職の嘱託職員。嘱託、一般職。総務課かそっちの回答になると思うんですが。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、月給制を導入している職種は保育士のみのはずです。のみのはずです。あと、日給、時給については町統一でやっていると

思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 私のほうから、ちょっと今資料を持っていないんですけども。一般職の非常勤職員ですけれども、基本的に、1年目は825円やったかね、2年目が890円、3年目が900円としております。ただし、保育士につきましては、1年目が900円でしたかね、そういうような感じでしております。保育士さんのほうに重点をちょっと置いている状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひ、私言いたいのは、先ほど言いましたように大変な労務を持っているという中から、僕はあえて、もっと高くてもいいんじゃないかなというふうに思っています。

できたら、学校の支援員の方との違いはどうですか。支援員の先生がおりますね。学校教育支援のはどれくらいの、時給でいくと。違いは。

○教育長（宮崎義幸君） 同じだと。

○8番（上田 誠君） 同じですか。

○教育長（宮崎義幸君） 学校教育支援員も非常勤の職員も一緒やな。

○8番（上田 誠君） まあいいです。ぜひまた知らせてください。

というのは、私何が言いたいかというと、保育士のほうの、変わりましたけれども、上げていただきましたけれども、やはり大分重労働だと私思ってるんですね。ですから、極端なことを言いましたら、ある面では資格を持って有資格者であって、なおかつそういうふうな職務体系を持つてる、それから延長保育も持つてるし、そういうような形でやってるのであれば、あえて、こんなことを言ったら申しわけないですが、高いレベルでしてもいいんじゃないかということで、ぜひそういうお願いしたいというので今上げさせてもらいました。

次行きます。

その状況の中でちょっと調べました。小学校は校長先生、教頭先生、そして教務主任、そして事務の先生、用務員という形の職務体制になってます。それは中学校であっても小学校も全部持つてるわけですが、校長先生、教頭先生は担任も持つてませんという、ある面ではフリーだと思います。それから事務の先生は当然常勤でいますし、用務員の方もいらっしゃいます。

そこで、幼稚園のところのフリーの先生といたら私は園長先生しかいないと

思うんですね。園の一番大きいなかよし幼稚園であるとか志比幼稚園であるとか、それから上志比幼稚園はそれ相応の人数がいて、フリーの先生がいらっしゃる。

先ほどの体系の中で、小さい子どもさん、1歳、2歳は6人に1人、それから3歳、4歳、5歳になると20人、30人に1人の先生になるという中から、非常にそのローテーションの中で職務が大変だということから、私、調べました。坂井市ではフリーの先生は、当然園長先生のほかに副園長さんという形でも持っていますし、それから福井市は主任保育士さんがフリーで今いらっしゃいます。全てとは言いません。小さい保育園はフリーいらっしゃいませんが、そういう職務体系がなっています。それから事務のほう、福井市も8時間、18名以上の先生がいらっしゃるにはフルタイムの事務員さん、それから小さいところについては4時間、半日の方が16名。合計、全部の園にその事務の先生が配置されています。なおかつ、その用務を含めて事あるごとにはそういう用務の先生もいらっしゃるというふうなことを受けています。

私は、当町は園長先生がフリーの方は1人しかいらっしゃらない、そして園の先生がいろんなローテーションの中で、1人お休みになると園長先生が出ていく、なおかつ園長先生は事務もやらないといけないという中から、先ほど言った業務の中での大変さから見ると、ぜひ、ある面では、大きな園に対してはフリーの先生も必要じゃないかという提案。それから事務職については、例えばブロック、坂井市はたしかブロックのところもとってるかと思うんですが、例えばこの松岡だったら、松岡に事務の先生を1人雇って、月曜日はなかよし、火曜日はどこの園という形で見えていく。それから上志比、永平寺のほうでも曜日を決めてそこに当たって事務の処理をしていくというような対応とか。そうすることによって、園の先生のその負担が物すごく軽くなる。それがひいては子どもとの接し方でゆとりができていろんな形での対応が出てくるんじゃないかというふうに思っています。ぜひそういう面は考えたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 前の議会でも、30年に向けて幼稚園のあり方をどうしていくかということを進めていこうと思っております。その中で、やはり財政的なこと、例えば今上田議員がおっしゃられた先生のそこののであれば、統廃合をしたらどれぐらいこういうふうになるか、また民営化。また、今回新しいお話が国から出てますのが、幼稚園の無償化が出てくる。そうしたことによって、じゃ、町

の保育は少しゆとりが持てるようになるので、先生をどれぐらい雇用して公立でいくか。また、ある一方では、幼稚園はやはりその地域の核だから残してほしい。いろいろなそれぞれの課題をどういうふうにまとめていくかというのが出てきますし、また新しいそういった国の施策というものも敏感に取り入れていかなければいけないというふうに思っております。やはり今、例えば51対49を、じゃ55対45にしようとか58対42にしようとかいっても、抜本的なところは変わらないとも思います。

それと、マスコミ報道でもありますように、東京、都市部が保育士さんをどんどん高い給料で呼んでいる。福井県は求人倍率が2倍。なかなかそういった先生のなり手もないという中で、今おっしゃられたとおり、待遇改善をしっかりとしていかなければいけません。それをしていくためにも、どういうふうにこの永平寺町の幼稚園を持っていくか、これを30年までにしっかりといろいろな角度から検証してやっていく。これは30年が本当にタイムリミットだとも思いますので、しっかりとやっていく。また、もちろん議会のほうでもいろいろなご提案をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほど町長の発言にもありましたように、NHKのやつも、僕NHKよく見てるんですが、今ほど言ったように、保育士さんの給与体系は、ほかの職種の方、例えば極端なことを言ったらバイトに行けば、アルバイトに行けば時給1,000円というのはもうざらですと。その中でこんだけの職務を持つんだったら、それ以上あっても当然じゃないですかというふうなご意見がありました。私、まさしくそうだと思います。ですから、先ほど言いましたように、いろんな形での処遇改善も思い切って、例えば職種内容は、さっき言ったように有資格者でそういういろんな条件を持ってるわけですから、ぜひそれだけの高額に上げれば、例えば一度リタイアした保育士の資格を持ってる人が再度またその保育士のほうへ戻ってくるということもあります。

それから、先ほど言いましたように、園長先生を初めフリーの先生を、人を置くことによって先生のゆとりができる。極端なことを言いますと、志比幼稚園は1階と2階あるんですね。1人の先生が休みました。そうすると園がつながってれば上、隣の部屋で1人で見える可能性はありますが、例えばそれが1階、2階にわたってたら1人の先生が見れるわけがないんですよ。そういう場合が当然あると思ひますし、それから園のところによって、例えば子どもが少ないところの先

生がローテーションで休んだ場合はいいんですが、例えば子どもが大きい、たくさんいるところのローテーションを休むと大変なことになってしまう。そのときには園長先生は当然そういう対応をし切れなくなってしまうというのもありますから、ぜひそのある程度の規模のところには、嘱託さんでも結構ですのでフリーの方を置くというのは大変その心にゆとりもできるし、親御さんとの信頼関係もできるんで、ぜひお願いしたいというのが1点と、その事務の先生をぜひ、ローテーション組めば、そこに全部配置せいと言ってるわけじゃないんで、ローテーションを組んでいけばそういうことができるので、そういうものをぜひお願いしたいと思ってます。

子育てのまち、これは保護者から、預ける側から見て、子育てのいいまち、しやすいまちになってます。でも、これからは、先ほど無償化も出ましたけれども、親御さんは全部そういう無償化は当然受給しても、最終的に負担は町にかかってくると思いますが、やはり子育てのまちというのであったら、子育てをしている先生方にもよいまちというのをぜひ、その次のアルファの中に入れていただいて対応をいただければなと思ってんですが、今ほど町長が言ったように何かあれば。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 実は子どもたちが、数は減っていております。ただ、教室の数は変わらない中で、その人数に応じて非常勤さんの雇用的人数が決まってくるんですが、子育て支援課から提案いただいておりますのが、やはり急な産休とかもありますし、少しゆとりを持って非常勤さんを雇用しておきたいという、そういった提案も今いただいております。ただ、これは全庁で精査していかなければいけないんですが、今おっしゃられたとおり、そういうふうなこともしっかり考えていかなければいけません。

それと、子育てをなぜしっかり町が支援していかなければいけないかというのは、やっぱり高齢化が進んでいく中で社会保障費、年々年々、下で支える若い人たちの負担というのがふえてきますし、やはり働くことによって日本を支えていただくということもあります。それをしっかりサポートするのも行政の役割ですので、高齢化社会だから子育ての世代のボリュームが減るのではなしに、高齢化社会になってきたから、そういった人たちを働きやすい環境、子育てしやすい環境をしっかり支えていくということを忘れずに子育てにも頑張っていきたいと思っております。

また、きょう、今回いただきました提案、子育て支援課長とよく似た考えを持たれてますので、しっかりと来年の予算に向けてちょっとみんなで話していきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひ、今ほどご提案させていただいたことを前向きに考えていただきまして、今町長のほうも30年をめどに新しい保育行政を考えていくとおっしゃってますので、ぜひとも今の提案も含め、また相談業務も多岐にわたるものがありますので、ぜひ今後ともそういう面を充実していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、9番、金元君の質問を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。町民の立場から町政上のいろんな課題について質問していきたいと思います。

今回は3つの質問を用意しました。

1つは、地域おこし協力隊の活用で、地域産業の担い手を。

2つ目は、債権管理（回収）条例制定のねらいは。

3つ目には、「永の里」計画と町重点促進区域「地域未来通し促進法」とはということで準備をいたしました。

特に、債権管理等については、これまで町のやってきたその姿勢の問題なんかも含めて質問していきたいと考えています。

1つ目ですが、地域おこし協力隊の活用で地域産業の担い手をということですが、

本町では、この間、町の観光振興等へ3名の協力隊員を採用してきたが、結果的にこの隊員3名は、その任期、私は任期は1年雇用ですけれども3年だと思っています。最長の3年だと思っているわけですけれども、この期間を待たずに退職してしまったことから、本町がこの制度の活用に消極的になっているのではな

いかと心配しているところです。しかし、私は、このいろいろあった経験は、町へも大きなお土産を残してくれたものだと思っています。

これまでの経過についてはそういうことですが、ただ、これまでの町のこの制度での隊員の採用は、国の補助金を活用して安い働き手の確保という思惑があったと思うし、その仕事の内容も町の思惑の中での仕事内容で、隊員の思いとは大きな差があったと言われていています。それなら最初から、裁量、自由度の高い内容での採用をしてはどうかというのが今回の私の質問です。

例えば、将来の担い手の確保に不安のある分野へ、若い担い手の確保策としてなど考えてはどうかということです。例ですが、これは私の分野だと思うので、農業の担い手なんかはどうか。または空き家、空き店舗の活用と合わせて出店などにもつながればいいし、特に旧松岡町でいうと竹細工なんかは非常に大事なものではないかと思うんです。竹細工も最近ではそれを職業でやっている人はほとんどいなくなりましたけれども、まだそのわざ、技術の継承については経験のある人が残っているので、今のうちにやっておかないとできなくなる可能性があるという思いがあるからです。

その一つが、私の分野と言いました農業の担い手の問題です。この産業での担い手不足は深刻な状況です。特にここに来て農業、農協改革だとして、減反に対する補助金や米づくりへの補助金もなくし、さらにT P PやF T Aなどで農産物生産保護の国税の撤廃などの中で、農業の将来が全く見通せないという状況があります。

こういう中で、地域の農業生産の担い手育成として、これまで組織されてきた生産組合や農業法人についても一部を除いて担い手確保の将来は再生が確保できないとの理由もあって、全く暗い状況となっています。唯一可能性があるとするれば、葉物類、生産の園芸作物生産とか思われますけれども、これも町の対策の中で不安がないわけではありません。

しかし、農業分野、担い手については、将来が見通せない中で、園芸、例えば米の生産のオペレーター等の確保などについても考えようと思えば考えられるわけです。町としてこの農業分野での人材確保への農業の分野以外からのアプローチとして紹介、担い手の育成につなげるという方向を探れないものか。

さらに、六次産業の担い手も深刻な状況があると聞いています。この担い手など、本当に今声を大にして担い手を探していますけれども、そういう担い手の確保についても考えてはどうかと。

これらについては、素直に、率直に、他の成功例に学べばよいわけですから、そういう点で町としてどう考えているのか。先ほどの地方創生の事業の中でも体験型の問題とか、ほのぼのの何とかとかいうことでやっている点もあるんですが、僕はそれだけではもうなかなか集まらない状況になっている、そういう中での提案です。いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 地域おこし協力隊を農業の担い手にというご質問でございますが、これにつきましては、以前、9月議会で朝井議員さんからもご質問いただいて、他の市町のところをちょっとお調べさせていただきました。ただ、隊員の将来における農業の所得の保障と定住を踏まえた上で募集し、雇用を行うことが重要であるというふうに考えております。

また、単に農作業としての雇用ではなくて、独立して農業経営を行えるよう育成する基盤整備も必要であるというふうに考えております。

本町の農業分野に都会の若い力が加わるといったことは新たな発見や発想において活性化が期待できる面もあるとは思いますが、まずは地元の要望がしっかり把握しなくちゃいけないと思いますし、またこれについては六次産業も含めまして、今後の事業において効果的に利用することも視野に入れなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 農業関係の事業としては若手の新規就農、担い手育成として、例えば150万円、3年支援というのが事業としてあるわけですね。ところが、この就農者の範囲というのは、地域の農業者の指定か、主に地域につながる人に限られてくる、そういう限界があるわけです。それなら農協がやればと言う人もいるんでしょうけれども、例えば池田町の例などを見たり聞いたりしていると、行政が行政の事業として取り組み、一定の実績を上げているという長い歴史があると思っています。

と同時に、あとは一部地域で、例えば上中の農楽舎というんですか、こういうようなところなんかもそういうことで地域の担い手が育てばいいなということで長い目で取り組んでいるのがあるんですが、現実的にはそういうのがなかなかない状況があります。

例えば空き家や、今地域で重荷になっている農地を単純に生産組織に中間管理

機構を通じて任せてしまうのではなく、町や農業委員会が間に入りあっせんをする。特にこの地域で園芸を取り組む若い担い手をこの事業で公募したり、さらには他の活用法を探っていくてはどうか。これはやっぱり農業を实际やっている人たちではなかなかつかみきれないところなんですね。ここはやっぱり行政としての非常に大きい、そういう国の制度もあるわけですから、そういうようなのを活用するところに非常に大きい意味があるんじゃないかと思っています。

これらを協議するために、私は町、農業委員会、そして農協、JAですね、農家組合等、関係組織で協議する。やっぱり協議する期間みたいなのを設けて活動していく必要があると思いますし、特にJAが合併してしまう、県下1JAになってしまう前に、やっぱり市町村単位で残っている間に取り組むことの重要性をきょう訴えたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 議員さんがおっしゃいます町とか農業委員会、それからJA、農家組合等の組織ということでございますが、現在、それに加えまして国、県が入りました組織、町の農業再生協議会というのがございます。これをうまく組織の中で協議するというはそんなに難しくないかなというふうに思っておりますが、まず受け入れ側ですね。受け入れ側がどのように考えて、どのように予防したいのが鍵ではないかなというふうに考えております。

地元から担い手不足の対策等の要望あるいは相談があれば、所管課、これ総務課さんになると思いますが、とか、このような協議会を活用して取り組んでいくのも一つの手かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 相談があればということなんですが、それはないでしょう。ないでしょうというのは、さっき言ったように、やっぱり農業者って僕は視野の狭い人が多い。例えば広域でやっている広域生産組合みたいなのがあれば、全然違うところからその働き手を確保しよう。そういう人たちにも一定の賃金を払えるような条件をつくらうということで徹底した合理化とかいろんなことやるわけですね。

ところが、地域の生産組合なんか見てみますと、その経営規模、以前は10町歩ぐらいやれば年間1,000万円の収入が確保できる経営になるということで県は奨励しました。昭和60年代に入ったころです。ところが、そこ二、三年で

米の値段がどんどん下ってきたんですね。2万数千円から一気に1万円台におりてきました。10町歩が15町歩になって、20町歩になって、あとはもうわからんというのが県のスタンスですね。

そういう中で、じゃ、農業の将来への展望は持てるかといったら、生産組合も含めて、最終、担い手がいなくなったら、そこで地域で責任持ってやってもらおうという発想ですよ。で、福井県の場合は、認定農家、個々の認定農家への支援というのはほとんどなかったんです。国の制度としてはあっても。それ、生産組合一辺倒だったわけですね。それが認定農家への個々のいろんな資材確保というんですか、農業機械確保の補助金というのはずっと後になってから出てきた制度です。こういう中で、現在ではもうほとんどそういうのもないですね。

そんな状況の中でのことですから、新しい担い手の人たちを、相談があればという事態になったら、もう生産組合の維持が困難になったときではないかなという不安がやっぱりあります。そういう意味では、積極的に行政がこういうのもあって、確保するときには広い視野で都会からこっちへ来てくれる人も出るかもしれないから一緒に考えてみんかっていう提起、提案もぜひ。僕らもそういうことを農協で今言っていますけれども、なかなか農協は自分のところの職員にするには、職員採用ですね、広域で募集していますので、そういうオペレータ的なのは確保できるかもしれないですけども、独立して園芸なんかに取り組むという人を見つけようと思うことは、やっぱりそれは農協の仕事としてはちょっと外れるわけですから、なかなか難しいと思います。その辺、行政としてぜひ考えてほしいということです。

もう一つ、一つは六次産業で人材確保でどうかということです。これは、これまでの実態からいって、県も町も六次産業で将来見通せということで支援してきたと思います。まあ、知らぬ間に直売所の前にハニーなんかの出店を奨励するというようなこともあったりして、現実的にそういうところで頑張ってきた人たちが、その影響の中でやっぱりもうこれで先はそんなに見通せないんじゃないかって愕然としている面があるんですね。

以前から担い手、次の担い手をとということでいろんなところに働きかけたり、声を上げてきています。そういう中でも、なかなか担い手が見つからないという状況が今あると聞いています。やっぱりそういう中で、ぜひそういう担い手を確保する意味でも、町で支援する、それが今の時期でないかなと思うんです。

特にれんげの里では、売り上げはハニーができて以降、月に2割から3割のや

っぱり売り上げ減少が続いています。加工品なんかも、これ、六次産業で頑張っているわけですが、本当に資材を投じてやってきた人たちがやっぱり愕然としている面がありますから、その辺どうなのか。

もう一つ、例えばそういう人材確保する意味で、農業高校とか食品加工、栄養士養成校等への紹介だって僕はあると思うんですね。それをできるのは、やっぱりひとつ行政ではないか、紹介ができるのは行政ではないかと。

私の同級生なんかで言うと、私は茨城のコイビシ学園というところ出ていますがけれども、秋田出身の同級生が大分県に開拓に入っている。夫婦ともうちの同級生でしたけどね。当時、今から何十年も前の話ですけども、4ヘクタールを800万で購入して入ったというような経緯もある。それは意欲のある人たちもやっぱり中にはいるわけです。新規就農を単に外から見ているだけでなしにという、地域をやっぱりきちっと支えていく人たちをつくっていく意味では、ぜひ行政に期待しているところです。

隊員の採用に当たっては、町の人手を安くというのではなくて、趣旨から言って、必要としている分野を広く町内から探して、求人という発想をしてはどうかと思っています。その際、採用時に、その人がこれからやっていく。これはさっきあったんですが、例えば事業の中で農業体験とか、ほのぼの移住とかっていうのは一時期、この町にいてもらって、状況見てもらうという話があったんですが、それらに合わせてみると、例えば1週間程度の実習、それは労賃払ってのことで、農業の場合は。そういう実習等も行い、適正というか、本人の意向確認、相性も含めて確認の上という条件なんかつけて、協力隊員なんかを募集してはどうかと思うんです。

これはずっと今一気に言ってしまうかもしれませんが、何かぜひ町で取り組んでいただけるかなと思うことがあれば、答弁願います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 農業分野におきましては、本町で永続的に農業に携わって、担い手不足の解消や農業生産の増大につながるなど、地域の担い手の中心としてそういう立場でお願いしなくちゃいけないかなっていうふうに思っております。

もし採用するという段階になれば、やはり農業というのは1年やそこらでマスターするものではないので、やはりこういった実習等も含めて十分に本人の意思確認が必要ではないかなというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この地域おこし協力隊は3年間、3年後からは独立していただくか、そこで雇用を結んでいただくかという、そういったことにもなります。受けられる方が3年後の保障ができるかどうか、また3年後には独立する意思があるかどうか、そういったこともしっかりと確認しなければいけないのかなというふうに今思っております。

それとあと、今おっしゃられたとおり、葉っぱ寿司とか、いろいろな特産品、担い手がいない部門、そういったところの受け皿というのでもいい提案だとは思いますが、その後、やはりその3年後、その給料を払える体制になるのか、それともまた葉っぱ寿司をこれから引き継ぐ人材ができるかとか、そういったことが非常に大事になってくると思います。

やはり地域おこし隊の働かれる方の意思というものも大切だと思いますし、受け入れる側の意思も大切だと思います。今、町がこういった補助を出してきてくださいというのも少し無責任なところもあるかなとも思いますので、そういった担い手が欲しいとか、こういった事業展開の中で、その後、こういった育成が必要なんだという提案をいただければ、積極的にこの地域おこし協力隊の募集といえますか、そこに乗っかっていい人が来てくれればというふうには思っております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕はちょっと今言いたいのは、基本的にはどこかで雇ってもらう人じゃないです。六次産業でも雇うんでなしに、やっぱり最終的にはその中心になっていってもらう人やと思うんですね。農業でも園芸、自分でやっぱり収入を確保して、そこで生計を立ててもらおうという立場です。そういうことをやっぱりいろんなこと協力して見ていく必要があると思うんですが。

先ほど言いましたように、そういう人がいても実施体制の問題なんかで言うと、はっきり言って、本町内に園芸をやっている人で、そういう独立してやっていくことを将来目指す人を育成するシステムというのは受け入れる園芸農家、米農家もないと思います。現実的にはね。それはオペレーターとしてやっていこうと思えば可能性はないわけではないですが、でも、それがなくなるとどうなるかという、県には今、あわらでちょっと実習やる場所があると思うんですね。そういうなのをやっぱり県にもきちっと整備してもらわなあかんということですよ。

わ。

町でも、もし、そういうようなのができれば、受け入れ先をどうきちっと確保するか。受け入れっていうのは、養成のために受け入れですね。3年後には独立するというのが条件になりますから。そこらは町としても考えて、それは大胆に園芸やっていくのがおもしろいんでないかということで提起してもらえばいいと思うんです。

どうしてそんなこと言うかっていうと、これだけ働き方改革が働く者の生きていくというんですかね、生活していく上での大きな財産になり得るんかっていうと、どうも人間消耗の時代に入っているのではないかと。こういう中であって、農業というのは人間のやっぱりサイクルに合っているということで、農業に希望を見出す人たちも結構いるようですね。だから、取りつく島がないからなかなかそういうようなところに来れないっていう条件があるので、そういうところをどこか開拓することも考えてはいいんでないかと。そこが大事なところだと思うんです。

ただ、僕が言ったのは、農業の分野だけです。ほかの分野でも技術継承を考えると、今やっておかないと難しいところがあると思うんですね。そこを考えるのが僕は町ではないかというので、町長の言う町の製品のブランド化の問題でも大事なことやと思うんです。やっぱり地域によっては、例えば竹細工なんかは、それは一つの工芸品。ただ、生活必需品だけでなしに、一種の工芸品としてすごい価値を持ったものをつくるような人たちが育っているところ、産業になっているところもあるんですね。そういうことを今やろうと思うと、今しかないという時期ではないかと。そのことを提案して、ぜひそういうことも含めて取り組んでほしいと思いますが、最後に何か答弁あれば。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 議員さんおっしゃるように、まず現状しっかり把握して、どういったところに担い手が必要としているのか、そういったことをまず調査確認した上で、それに適した人材確保のために何らかの方策を考えなければならぬというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 担い手を求めるニーズがあるかどうか。例えばこれがまちづくり会社の事業として成り立つのであれば、地域おこし協力隊の人に来ていただ

いて、その農業の担い手を賄うという。3年間終わった後は社員としてそのまままた農業のお手伝いといいますか、そういったいつとき仕事になりますので、そういったお手伝いができるか。

ただ、そういったニーズがあるかどうか。そして、受け入れたときに本当に責任を持って3年後雇用できるかどうか。また、まちづくり会社の今の現状でそれを受け入れることができるかどうか。そういったいろいろな全ての面で考えていきたいと思います。

本当におっしゃることはよくわかりますので、またいろいろな情報を集めて考えていきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 2つ目の質問に入ります。

1つ目がちょっと長くなり過ぎたんで、3問目をまともにできるんか、ちょっと心配ではありますが。

2つ目は、今回の質問のメインです。債権管理（回収）？——これは疑問符をつけてありますが——条例制定の狙いということです。

まず、この条例制定の目的はということですが、それでこの条例制定、新たな提案があるというなら、ある意味、十分な審議、審査が必要ではないか、そう私は思っています。どうして来年の4月からの実施、期日にこだわるのか。

本町の債権管理の問題等については、町から示されてきたわけですが、そのことから町は本条例の制定等については以前から示しているということをおっしゃっています。しかし、条文が示されたのは10月の全協だと思っています。その条文の内容の吟味も理解もできる期間が欲しいというのが私の立場ですし、そういうのはちょっとわがままなんかなって行政に聞きたいぐらいです。

ただ、今回の条例の提案、その趣旨の説明を聞いていると、町の新たな提起、提案が示されている。示されているのは、この条例、生活債権型のものになりたいという、その趣旨については高く評価するところですが、新たな提起ですから、これまでの町のやり方への評価というか、総括や反省もその提起も中に必要だということになると私は考えています。

確かに、これまで町の取り組みが怠慢だったという税務課長のきのうの答弁もありましたけれども、その辺はちょっと別にして、この点を私、これまでの総括ですね。本町のこれまでの取り組みの中からも十分ではないと思っています。その辺、まず説明を願いたいと思うわけです。

生活再建型というのですから、その筋の放送関係者に条例の内容や他条例等々との整合性確保のために吟味してもらっているのか、まずこの点聞きたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、この条例についてでございますが、そのほとんどの条文が徴収手続についてのものございまして、地方自治法や地方税法、民法などに規定している事項について改めて条文としたものがございます。

また、専決処分の条項についてでございますけれども、これも地方自治法の規定に基づいてお願いするものがございます。

独自規定でございます第19条についてでも、これ、生活再建型滞納整理についてなんですけれども、昨年の10月の債権の一元管理の調査研究報告の中で、永平寺町型滞納整理ということでお示しして以来、機会あるごとにご説明申し上げたところでございます。

これまでの総括やら反省ということでございますけれども、平成26年度、多額の不納欠損をいたしました。このことへの反省から、その後、法に基づく滞納処分に努め、滞納繰越分の調定額は、平成29年度当初で1億切るというところまでなりました。しかしながら、生活困窮の滞納者につきましては、一時的に滞納は解消しても、また再び滞納を繰り返すというような、そのような問題にも直面しているところでございます。この問題を抜本的に解決したい、解決するのが行政の責務であるという思いから、本条例に生活再建に資する指導助言の条項を入れさせていただいたものがございます。

本条例案につきましては、これは行政法のプロであります福井県情報公開法制課並びに坂井市、あわら市の徴収関係のアドバイザー的立場の春江法律事務所の今井弁護士、あと金沢国税局のOBの方に関係法令との整合性、表現方法等全般にわたり見ていただきまして、問題はないとのご意見でございました。特に今井弁護士は第19条について、永平寺町の生活再建に資する強い意思があらわれているというような評価でございました。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 確かにそういうことを聞くとそれなりに整ったことを一通りやられているのかなっていう思いにもなりますが、例えば県の法制課に聞いているということですが、県が今やってる滞納徴収機構のやり方なんていうのは、あ

る意味、徴収事務としては最低ですわね、やり方。

これは皆さんご存じのことと思うんですが、こういう新聞報道があったのはご存じですか。これは福井市新聞やと思うんですが。「給与口座残高0円」「地方税滞納過酷取り立て」「強権的な徴収」「違法判決も」ということであつたんですが、現実的には税法上、たしか税の国税徴収では少なくとも3カ月間の生活についてはきちっと残さなあかんと。しかし、県の言い分、何かここで書いてあるのを見るとほかの県では、一旦口座に振り込まれたお金についてはもう財産になると。だから、生活費とは別やと。だから差し押さえるんやっていう口実らしいんですが、ある意味、県のそういうなのを補っているところの相談を受けてつくられる条例が、それがいいっていう判断には一応私はならんのですね。そのことについてちょっと言わせていただきます。

生活再建型、これが説明どおりなら、これは今までの本町の税金等の徴収の面期となるものだと評価したいところです。これまで本町での取り組みはどうだったのかは、私はその取り組みのこれまでの経験から出発するし、町もその点から評価と説明が必要やと言いたいわけです。

私も議員して30年以上になりますけれども、そういう経過を見てくるとどうか。

少し見てみて、1つは、滞納徴収、たしか高志協議会というのを設けていたのは昭和50年代から60年代にかけてあつたと思うんですが、これを始めた理由は顔見知りへの滞納徴収はやはりやりにくいから、差し押さえも含めてやりにくいからというものだと思っています。しかし、自分の自治体で税金の徴収をやりにくいからほかの町の職員にやってもらうというやり方については、当時、全国的にも批判されて、そのうちにやめてしまったという経緯があります。

2つ目は、滞納者名の公表条例を旧松岡町でつくったところです。あわせて、町の実施する学習サービスの制限というのもあります。これは町政に不満があるからと多額の滞納をしている業者がいたことから、これを思いつき、さらにサービスの制限を加えた。これについては法曹界からは極めて強い批判というか、不評だったことを覚えています。これには群馬県の太田市や神奈川県の小田原市を視察に、私、小田原市は行ってないですけど、太田市には視察に行った覚えがあります。

3つ目は、現在もやっている県の滞納整理機構のやっていることと町の姿勢ですわね。今の差し押さえの問題等については、これまでも随分問題にもされてきま

したし、新聞等でも報告されているとおりです。このやり方を町はやっぱり追認してきたわけです。

ただ、これまで聞いていますと、どういう案件について県の滞納整理機構にやっているかという、ここの報告は一つもないんですね。それはやっぱりやってきたことへのきちっとした総括をするのは、今度の条例制定では必要なのではないかと。ただ、心配なのは、そういう思想といいますか、徴税のやり方の考えの根底に「滞納者は皆悪質者」というものはないか。これは非常に心配なところです。

だから、言っておきますよ。今度の生活体験型の条例という意味では非常に評価するところです。しかし、取り組みをやってきた経験から見ると、僕はにわか信用できませんよというのが実態としてあるわけです。ここをやっぱりきちっと解決するように説明してほしいということですね。つまり、これまで町のやってきたことや、新しい取り組みはどうだったのか。結果的に、有無も言わさぬ徴収の強化の方向ではなかったのか。

一方、私は毎年のように、その滞納者の状況を議会に報告するようになってきましたし、滞納についても不納欠損の扱いをきちんと行うようにしてきたつもりでいます。しかし、その内容、または状況についても十分に説明されることはあんまりなかったように思うんですね。最近ちょっとありますけれども。

住民税、国保税の合計でも2億円を超えてしまった。もう2億4,000万までぐらい僕は覚えているんですが、それでも放置してきたわけです。これは町がですね。この間、県の滞納整理機構への話は出てきているんですけども、どんな案件を任せてきているのかは、先ほども言いましたように説明がない。

そして、説明の中で生活再建型としたいという言葉としては、先ほど言いましたように評価するんですが、県の徴収機構のやり方、これは本当にひどいということをよく聞いているし、悪評も高い。それも、相手を知らないから、声も聞かずに強引にやっているのではないかということは、県会でも指摘されていると思うんです。特に、これ、本町なんかは結構納税者と滞納者と相談をして、分納なんかをやっていると。それでも町はどう思ったのか、そういう人も含めて県にお願いする中で、分納していてもそれは町でやっていたこと。この徴収機構ではそういうことは考えないということで、強権的に差し押さえしたりっていうのがよくやられていると聞いています、県では。

こんな状況から、いきなり今回の提案。これまでの本町の取り組みへの評価もないことから、率直に私から町に伺います。生活再建型といっても、にわかには信

じられますか、私の立場からいったら、それを題にしたいんです。それらをきちっと説明する責任が町にはありませんか。

だから、今回の新たな条例や提起、提案の中に、本当に生活再建につながるのか。逆の狙いはないのか。きちっと見きわめるのが議会の役割であり、議員の仕事だと私は思っているからです。十分な調査研究の時間も欲しいし、町の十分なやっぱり報告も欲しいと思っているんですが、いかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 地方税滞納整理機構、今、新聞の記事なんですけれども、たしか宮城県ではなかったかと思うんですけれども。県外、例えば鳥取県などでも、差し押さえ禁止財産である児童手当を差し押さえて裁判で負けているというようなこともございますし、新聞に載っていたように、宮城県でも給与口座丸々差し押さえたというようなことをやっている県もあると聞いております。しかしながら、福井県地方税滞納整理機構、私も1年ほど勤務してたのでよくわかってございます。議員さんは機構のことをあたかも鬼ヶ島のごとくおっしゃられますけれども、決して身ぐるみを剥ぐようなことは行ってございません。国税徴収法に禁止されている差し押さえ禁止財産の差し押さえについては一度もやったことがございません。

また、同様に、先ほども申し上げましたけれども、不納欠損しなかったことへの反省からも、やはり町の税務課としても納めない方からは、これはきちっと法に基づいた滞納処分を行ってまいります。ただし、納められない方について、これは何とかして助けてあげたいという、そういう思いがこの仕事を続ければ続けるほど強くなってまいりました。そこで、今回、生活再建型の本条例のご提案を申し上げたということで、何ら今までの事態と矛盾しているところはないのではないかなと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） そう言いますけど、僕は今までやってきてどうなんかということについては十分評価、町として評価する必要があると思っています。

例えばこの条例の中、19条に生活再建型ということでその条文が加えられていますけれども、その根拠、趣旨はすごくいいんですけど、この条例のどこがそうになっているのかというのは、そのフロー体制も含めて示してもらわないと、その形が見えてはこないと思うんですね。だから、具体的に示してもらいたい。

例えば、いや、そういう弁護士に言うんですけれども、弁護士によっても

180度違いますからね、姿勢は。だから、そこをきちっと見ているっていう話も聞きましたよ。でも、どこの弁護士にかかるかっていうのは弁護士会では僕は一般的でないと思いますし、例えば法律相談に来た弁護士は、そこで受けた相談なんかを自分で受けることはできませんからね。そういう相談事を数多くやって、いろんな状況を聞くというのもできないと思うんですね。

また、ほかの自治体の条例と比べて本市の条例の特徴はどうなっているのかということなんかもあるんですが、この条例、案分、弁護士に見てもらったっていうのは初めて聞いたですね、今。今回、僕初めてやったと思います。

(「どの弁護士」と呼ぶ者あり)

○9番(金元直栄君) いや、どの弁護士なんていうのは聞いたことないですよ。初めてやな。

いや、聞いた人がいるんなら問題ですよ。言っておきますけど。なかったですよ。だから、そんなことをきちっとせなあかんですし。

ところで、この条例により、現在の段階で対象となる債権額とか、それぞれどれだけの額となっていると思っているのか、そんなことの報告も聞いたことはないんです。大体、300件でと言うんですが、金額がそれぞれ公債権や私債権も含めてどうなっているのかっていうのは聞いたことがないですね。そこはやっぱり条例制定と、その狙いを定めていく上では、そんなやっぱり丁寧な説明も必要なんじゃないですか。具体的に、見えるように。

○議長(齋藤則男君) 税務課長。

○税務課長(歸山英孝君) 生活再建型の根拠というのは、第19条ですね。生活再建に資する指導助言の条文で生活再建型の滞納整理について規定しているところでございます。

生活再建型滞納整理というのは、生活困窮滞納者に対してこれまで滞納処分の執行停止を経て不納欠損をもって完成していましたが、さらに一步踏み込んで生活困窮者の担税力の回復を目指すというものでございます。

フローですけれども、前回の全協のときに図でお示したかと思うんですけれども、例えば生活困窮者と申しましていろんなタイプがありまして、例えば病气等により生活困窮に陥ったものについては、例えば社協に紹介して生活資金の借り受けを受けさせるようにするとか、あるいは勤労意欲のないものについては健康福祉センターですね、県の健康福祉センターに窓口相談の専門員がございまして、そちらに引き継ぐ。あるいは、多重債務に陥っている方については弁護

士あるいは司法書士、ファイナンシャルプランナーなどに引き継ぐことによりまして、債権の解消と、あと家計のつくり直しなんかを目指していきたいというようなことを考えているところでございます。

条例の特徴でございますけれども、ポイントとして3点ございます。

まず、12条の専決処分についてでございますが、議決事件であります訴訟の適否について専決処分をお願いすることによりまして、機能的に処分が行えるということになります。これは主に裁判所名で債務者に対して督促状を送付する支払督促を念頭に置いてございます。

次に、第18条債権の放棄でございますけれども、私債権につきましては時効の援用を要しますので、時効の援用を、例えば行方不明者などですともう永遠に債権を管理することになりますので、これについては債権の放棄ができるものをうたってございます。

最後に、第19条生活再建に資する指導助言でございます。これは生活困窮者の担税力を回復するものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 条文についてはまた後から聞きますけれども。

これまで本町の税条例の運用上、問題のあった点等は、これまで私、議会で何回か質問してきたことがあるんですが、その一つが税の減免条項の問題ですね。たしか51条。この適用が、一般的には大災害と町長の判断に委ねる。いろいろ項目ありますけれども、最近、少しそれが条項ふえたんかなって思わんでもないですが、そういう状況になっていると思うんです。

本条例を生活再建型というんなら、この条項の見直しも今回の条例制定時のかなめとなる案件だと私は思っています。大災害と首長の判断に委ねるというのは、首長がかわったらどうなりますかという問題もあります。

具体的には、例えば、これは一つの例ですが、TPPや国の経済対策による事業破綻や廃業、例えばまた介護離職、さらには病気での収入減、会社の倒産、今日にあっては解雇等々の扱い等についてはいろんな問題もあるんですが、この条項もきちんと項目上げてやっぱり整備すべきでないですか。ここが全国的にもいっつも問題になっているということが報告されているわけですね。その辺いかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 税の減免規定についてでございますけれども、本条例は徴収の手續に主眼を置いたものでございまして、減免につきましては賦課における規定、課税するときの規定となりますので、これ、債権管理条例とは切り離してお考えいただきたいなと思っております。

なお、生活債権に資する本条例の条文でございますけれども、第16条履行期限の特約等で生活困窮を理由に履行期限を延長する特約について規定してございます。

また、第17条免除では、生活困窮等を理由に債権の遅延損害金及び債権本体そのものを免除する旨が規定してございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、生活再建型と言うんなら、この問題もやっぱりきちっとこの際整備すべきだと思います。そういうことがあれば、ある意味、それなりの対策が生活再建という形で取り組める条項になるので、新しい条例を設けることも必要ですが、そういうところできちっとフォローすることも大事だというのはこれまで質問してきているのでご存じはないかなと思うんですが、その辺はどうなのか。ここは大事なことやと思うんですね。

あと、例えば、いわゆる国でいうと緊急対策事業なるものがいろんなところにあると思うんですが、これらの多くは国の施策への、いわば国の緊急の対応です。何か問題があったからこそ、国が特定の分野へ救済措置を行うというのがこの事業の特徴やと思うんですが、言いかえれば、災害時の激甚災害指定といわゆる同じような経済対策版だと思うんですね。円安の場合なんかも国の誘導でやられている面がありますし、畜産農家なんかですと関税がなくなって……。畜産農家というのはそういう国の経済対策に非常に左右されて、ある意味、自殺者も非常に多い分野でもあるんですが、こんなところを見ていると、そういう事業もやっておるわけですね。

そうなってくると、町も単にそういう新たな条例の中で条件を満たしたらやるというんじゃなしに、税条例そのものの中できちっとやはり条例の条項を見直すということも、僕はやってほしいと思うんですが、それはいかがでしょう。しないということでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 税条例につきましては、上位法として地方税法がござい

ます。地方税法の規定にないものを税条例に規定するという事は、これは例えば交付税の面ですと永平寺町その分余裕があるんだなというような捉え方をされて、いろんな方面に影響が出てくると考えられますので、その点については慎重に取り組む必要があると考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） あと、条文の中でちょっと疑問なところがあるんです。今1つだけ、町はそう思って考えているのかというのは13条ですね。履行期限の繰り上げ。繰り上げっていうのは、町にとって繰り上げ。繰り上げっていうのは、いつ幾日までにやれと言ったのを、いや、もっと早くちゃんとしろっていうことやから、債権者にとってみると、えっ、そんな話ないやろうという町の権限強化になっていないのかということなんですが。まあいいですわ。

状況判断を求める条項が非常に多いっていうのが特徴かなと思います。条例の目指す立場からも、公正に判断できる体制が必要ではないのかと。第三者委員会なんかを設けるべきでないかということですが、いろいろ言いますけれども、例えば悪質かどうかの見きわめも含めて、公正に判断できるやっぱり体制をつくるべきではないか。

2つ目は、議会に示す内容ですね。専決も含めて、訴訟も含めてですね。個人情報との関連で、具体的にはどのような形で、どこまで示すのか。ここ何年間かは、県の機構、本町での差し押さえの件数、その内容なんかも含めて、僕は一つの例として示すべきではないかと思っています。

また、今言ったように、町の権限拡大になっていないか。履行期限の繰り上げっていうのは、えーって思うんですが。

それと、11条、14条に担保の提供と保証人による保証を含むということであるんですが、公営住宅なんかではもう全国的には保証人つけないのが普通ですよ。保証人つけてるのがおかしいというのが普通の状況で、本町では、一時期、それは見直そうということで、1人今保証人がいればいいようになっているのかな。少なくしてきた歴史はあるんですが。それはもう歴史的に古いと。なくするのが普通だというのが公営住宅の一つの条件だと思っています。そんなことも含めて、また保証人とか、それにいろんな債権を負わせることをこの条例の中でやるのかと。

それと、滞納の定義です。納期を過ぎても年内納入なら悪質とはならず、未納者に対する遅延損害金を取るっていうことになっているんですね。納期を過ぎ

たら。僕は年内納入なら悪質者ではないというのを少なくとも町はこれまで説明してきたと僕は思っているんですが、それを変えたっていうのは、つい最近まで知りませんでしたで聞きもしなかったんですが。信用していて。年度内納入は滞納なんですか、やっぱり。年度をまたいで初めて滞納になるっていう説明を行政から明快に説明されていたと僕は思っているんですが、その辺。例えばその中で以前問題になったんですが、手形で払うとしたらどうなるのかという問題も出てきますし。

最後ですが、19条、率直に評価すると私は言いたいんですが、具体的な方向が見えていない。やっぱりどういう人に頼むかということも含めて、随分差の出るところですから、やっぱりきちっと消費者行政に詳しい人になってもらいたい。

ここはこの条例のかなめでもあると思うんですね。そのフロー体制がどうなっているのかというのが最低限、この条例施工までの条件になるんでないかと思うんですが、そこは整備されているのか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、判断を求められる条項が多いとのご質問でございますけれども。本条例案につきましては、さまざまな上位法令がございまして、その規定に基づき確認規定として条文化したものでございます。

また、運用面におきましては、今後、事務取扱要領あるいは債権管理マニュアルを作成し、統一的な事務処理基準を示させていただき予定となっております。

また、債権所管課同士の横断的なつながりが重要となってまいりますので、例えば、仮称ですけれども債権管理推進委員会というものを組織して、各課の債権管理状況について確認していくことも重要であると考えているところでございます。

議会にお示しする内容とのご質問でございますけれども、議会にお示しする内容については、第12条専決処分においては専決処分書で報告することになります。

第18条債権の放棄については、債権管理条例施行規則第14条で規定されているとおり、債権の名称、放棄した債権の額、放棄した理由、その他必要事項をご報告申し上げます。

差し押さえの件数等については、今後、ご報告していくことになろうかと思っております。

町の権限の拡大につながらないかということでございますけれども、これ、1

3条の履行期限の繰り上げ、14条の債権の申し出、これ、税務課で通常業務でやっている業務でございますので、今現在、税務課ではやっております。住民全体の財産でございます債権の保全は当然のものと考えているところでございます。

遅延損害金ですけれども、延滞金につきましては、平成26年に納税組合が解散したときにご質問の中で延滞金はどうするのだというご質問いただいた中できっちり、それまでいただいてなかったものを今後いただきますというようなことで、本会議の場でご回答いたしました。

遅延損害金でございますけれども、やはり9割以上の住民がきちんと債務を履行している中で公平性を担保することからもきっちりいただくべきものであると考えておりますし、やはり民法に規定されているものでもございます。

第19条生活債権に資する指導助言についてでございますけれども、これ、先ほども申し上げましたとおり、さきの全協でも図にしたもの、余り見やすい図とは言えなかったかもしれませんが、お示ししましたし、また弁護士等についてはやはり弁護士会等とも詰めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） もう時間もないんであれなんです。

説明はやっぱちょっと、例えば上位法に例があるからというんですが、例えば条文の中でそれが認められるときというのは、その認められるという判断を誰がするのかという意味では、そういう条項の多いのは気になりますし、そこはきちっとやっぱ一つ一つ説明すべきでないかと思います。

内容を見てみましても、僕は、例えば今の納期過ぎて年内納入なら悪質者でないっていうことを言ってきたのは、26年のその説明だけでなくすって、全部もらうんやって言ったっていうことは、僕はそういう認識はありませんでした。そういう説明は聞きましたよ。覚えてます。そういうことをなくすっていうことを何人かが質問してきましたからね。

でも、そういう人も含めて、納期を過ぎれば悪質者か。滞納者と言われるのは僕は心外やと思いますね。やっぱ年度超えてからやと思うんで、そこはやっぱ町としてもそういう納税組合に対するそういう問題なくす中での問題ですから、僕はそれはあんまりいいことやと思いません。

ただ、最後に聞きますけど、現在の町民税の徴収率、28年度末でたしか98%

近いです。97.8%とか言ってたと思うんですね。今税務課はそのことを圏内でもトップクラスの徴収率やということを言われています。でも、この徴収率をどこまで引き上げるつもりか。いや、本当にこれ大事なんですね。これ、100%にするっていうのが本当にいいのかどうかっていうことも含めて考えなあかんですが。

僕は、例えば国保税、全国で言うと9割ちょぼちょぼというところが多いです。今600万人ぐらい滞納者がいるって言われている国保税ね。ところが、そういうのを、じゃ98%まで上げるとどうなるか、どういうことが生まれるかということも含めて考える必要があると思うんですが、その辺は最終目的はどうか。本当に町民の生活再建も含めて、ここできちっとしていける体制がとられるのか。全体としては説明もまだ曖昧やと思っています。その辺どうなんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 制限時間を超えましたので、最後の質問にしてください。

税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 徴収を担当する者としては、やはり徴収率100%を目指すということは、これは当然のことだと思っています。ただ、現実的には100%を目指すために、例えば10人も20人も税務課に張りつけてもらうということになりますと、これ、他の住民サービスとの兼ね合いからも非常に不合理であるということから、やはり今いる人員の中で精いっぱい徴収率を上げる努力をしていくことが大事ではないのかなと考えているところでございます。

○9番（金元直栄君） 一言だけ言わせて。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今、滞納率のお話になっておりますが、例えば今これが福井県で一番高い滞納率ですと、またそれはそれで指摘を受けることになります。今回、滞納率が低くなってきた。その中で、本当に血の通った、そういった行動を起こしているのかというのが金元議員のおっしゃりたいことだと思いますが、そういったことまでしっかりと一人一人の悪質ではない、何らかの理由がある人のためにこの19条を今回設けております。やはりしっかりと払わない方じゃなくて、払えない方、こういった方のお話を聞くことが、また生活の再建をしていただく、そのためにこの19条があると思います。

今回、規則ではなしに、条例にこの19条を載せたということが一つのこういった血の通ったやり方、これを意思を表示する意味でも、この条例化ということをご理解していただきたいと思います。しっかりと、やはり98%の方がしっか

りと納税をしていただいておりますし、ただ、亡くなられたり、行方がわからなくなったり、そういった方があるのも事実です。そういった中で不納欠損するところは毎年しっかりとしていく。そして、時効が成立しないようにしっかりとお話をさせていただく、そういった取り組みの中で、やはりこの条例化というのはしっかりと町民のほうを見た滞納をしていくという意味でもぜひご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○9番（金元直栄君） ちょっと最後に一言だけ。

○議長（齋藤則男君） 1分以内にまとめてね。

○9番（金元直栄君） 今答弁いただきました。現実的に僕が言いたいのは、これまで町がやってきことをきちっと振り返って、やっぱりその上に立ったものかということでない。いや、こういう条例つくった上で、また徴収強化で100%集め切るんやということになってくるとまた問題ではないかと思う点があるからです。

これまでやってきた僕の議員歴から言うと信用できないところがある。それについては、ちゃんと説明責任を果たしてくれということなんです。評価してくれということなんです。でも、そういうのはまだ聞かれてないんですね。

ただ、不納欠損にしてこなかったということへの怠慢については聞きましたよ。そこらは十分、僕は悪質者かどうかということも含めて論議してほしいと思うんです。払いたいと思っても払えない人たちをどうするかということが今大きな問題になっています。社会的にも非常に大変ですから、その辺は今町長が言われたように、町民の立場からこの条例が生かされるようにしていくためにもやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午後 3時29分 休憩）

（午後 3時40分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、滝波君の質問を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それでは、私、最後の質問者になりましたが、通告してある2点について質問をさせていただきます。

まず1点は、若者の政治参加と主権者教育。2つ目には、減らないいじめ・虐待。本町の取り組みはということでもあります。

初めに、政治参加の第一歩である選挙投票、選挙権が18まで引き下げられて、2回目の国政選挙となった10月の衆議院選。全国では18、19歳の投票率は昨年の参議院選が54.7%に対し、ことしの衆議院選は53.68%と後退してしまいました。

そこで、まず本町の18、19歳の投票率の推移はどのようになりましたか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、10月22日に行いました第48回衆議院議員総選挙小選挙区の投票率でございますが、当日の有権者数は1万5,651人で、投票者数は9,618人で、投票率は61.45%でございました。その中で、18歳の当日の有権者数は207人、投票者数は112人、投票率は54.11%でございました。19歳の当日の有権者数は183人、投票者数は65人、投票率は35.52%でございます。18から19歳、2つ合わせまして、当日の有権者数は390人、投票者数は177人、投票率は45.38%でございました。

また、昨年、7月10日に行われました第24回参議院議員の通常選挙の選挙区選出議員の選挙の投票率でございますが、当日の有権者数は1万5,859人ですね。投票者数は9,645人、60.82%でございました。それで、18歳の当日の有権者数でございますが、176人、投票者数は84人、投票率は47.73%でございます。19歳の当日の有権者数は219人、投票者数は80人、投票率は36.53%でございます。また、18から19歳合わせまして、当日の有権者数は395人、投票者数は164人で、投票率は41.52%でございました。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 全国平均よりもかなり下がっているという現実ではありますが、ことしのほうが少し上向いているということは、ある意味、よい傾向かもわかりません。

初めて選挙で1票を投じるということは、まさに政治に参加したと少し感じられる体験であると思いますが、その投票率を高めるために、小学校や中学校での学習が必要であろうかと思えます。

坂井市では、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会とで「小学校みらい選挙」

と銘打って模擬選挙を実施しています。他県の高校でも行っている主権者教育という模擬選挙も行っております。そこでは、架空の生徒会長選挙で、立候補者2名以上がおのこの主張をし、そしてそれを聞いて投票するものです。これは、単に投票を体験するものではなく、立候補者の公約をどのような視点でもって1票を投じるかということをおぼものだとおぼることです。

このような取り組みは、本町でも行っているのでしょうか。18歳参政権に向けて、その他の取り組みがあったらぜひお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今議員さんおっしゃられるように、やっぱり子どもたちがそういう小中学校のころからそういう政治と行政、あるいは自分たちの社会の生活とのつながりというのをしっかりと自覚して、そういう参政権というのを意識するというのは大事なことだと思います。

中学校では、小学校でも中学校でも政治と我々の身近な生活というのは勉強しているんですけども、なかなか座学では身につかないというようなことで、最近、町内での職場体験とか、それからふるさと永平寺町を知る体験とか、そういうようなことで地域の社会、地域実態をよく知って、そして政治がどう絡んでいるかとか、そういうことを学ぶ機会にしています。

それから、特に町長と永平寺町の将来について話し合うスマイルミーティング、これについては本当に子どもたちも今の永平寺町をどうするかということで真剣に考えてくれますし、そして町長にも鋭い質問とかも投げられますし、よい機会ではないかということも思っています。

それから、当然、生徒会活動、児童会活動などでそういう選挙ということにもしっかりと触れていますし、中学校などでは実際の選挙にも議員さんたちが使われるそういう器具をお借りして、そして学校で、体育館でしっかりそういう手続にのっとって選挙のあり方というのを学習していると。そういうようなことをやって、学習は今しているんですけども、なかなか高校、大学ということで地域とまた離れてしまいますと難しくなっていくのかなと思うんですけども、もう少し実生活に即したそういう政治とのかかわりというようなのを学校で充実させて、そういう選挙に行く人がふえるように頑張っていきたいなということをおぼしております。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 幼い小学生、中学生といえども、こういった体験をすると

いうことは非常に重要だと思いますし、大人になったときの、いわゆる政治というところの見方が少し変わるといいますか、正しく変わっていったらなというふうに思います。いろんな取り組みをやっておられるようですけれども、主権者教育というようなこともぜひ目を向けていただけたらなと思います。

ことし10月11日に開催された第2回福井県立大学議会について、これは県立大学生が20人、5グループに分かれ、永平寺町に住み、暮らし、そして疑問に思うことを質問されていました。とてもよい取り組みだと思います。当日にたどり着くまでに何回かの打ち合わせなどを行って質問されていましたが、学生さんの感想は、「初めての体験に緊張した」「議場は厳粛な雰囲気であった」「議会が身近に感じられた」「興味を持った」「行政職員や議員が一生懸命働いていることがわかった」「自分の出身地の議会はどうなっているのか知りたいと思った」というような感想を述べられています。

当日参加された行政職員の方の感想はどのように感じられましたか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今の永平寺町学の一環として行われた県大議会ですけれども、学生の感想にもありますように、政治とか議会、あるいは選挙に対して積極的に向き合うというような形で感想をいただいております。それについては、非常に行政のほうとしてもやってよかったというふうに感じております。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 私も同席をさせていただきましたので感想を申し上げますと、やはり初めて議員さんの中に入ったように、緊張した面持ちというのは本当に感じられました。ただ、それは無理のないことで、どう言うんですかね、やはり質問した後にこちらから答えて納得したんかどうかというのをちょっと感じられなかったと言うとちょっとおこがましいんですが、その辺があったかなと。やはりもっと事前に調整をしたほうがよかったんかなということは感じておりました。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今、地方自治体の議員は、議員の内定不足で大変困っています。ある1万2,000人の人口の町で、議員が60歳以上の方なので、もっと若い人の意見を聞こうとネット空間町民全員会議を立ち上げ、2,000人が参加したというような事例もあります。そういった意味では、この学生の取り組みは本町にとって本当にありがたいと思います。

私は、当日、傍聴はできませんでしたが、DVDを見させていただきました。特に小畑副議長の松岡班の説明は、パネルを使って丁寧に説明されていたという好印象がありましたが、ただ、後の行政側の回答がもう少し資料とかパネルとか使っていてわかりやすくしたほうが、逆に今ほど副町長が言われたとおり、やりとりが少しできたのかなと思っているわけですが、副町長、どうでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 確かに質問されて、今、総合政策課の課長が答えた部分については、やはり副議長が説明したように、資料をもってするとか、事前に教えてもらえばいろんな資料も用意できたのかなというように考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） いきなりの、通告がなかったようなことなので、ぜひ打ち合わせをして次回はというふうに思います。

本年3月に制定した学生まちづくり条例では、策定に当たった福井大学生10名と仁愛短大生11名、計21名が5チームに分かれて4日間の調査研究をもとに作成されたと貴重な条例であります。その学生の条例への思いがこもったところが報告書の中がありました。

学生まちづくり条例で私たちが一押ししたい内容ということで、その中には学生が永平寺町について知ること、楽しめることのできる意見交換のできる場を設ける。2、永平寺町には本山を初め多くの歴史建造物が存在し、重要な財産である。3、学生が気軽に集まって交流しやすい自由な場が欲しい。4、学生がまちづくりに参画できるように一緒に協力していくこと。5、学生の現在と未来の両方を対象にした条例であるというような思いが込められております。

大変本町にとってはありがたい条例でありますし、その条例をもとに、先ほど上田議員の答弁でありました、さまざまな活動が実を結びつつあるという現実であります。

ぜひ、今回やられました若者の学生の議会、本町にとっては非常にありがたい提言をしていただく場でもあります。

もう一つ言うならば、先ほど言いましたとおり、議会と政治というふうに若者が目を向けてくれることによって議員のなり手不足というのがどこかで解消できるようにつながればなと思っています。今後のこの活動について、行政側が主体ではないということではありますが、ぜひ継続をしていただきたいなと思います

が、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今回は、永平寺町学の一環でこの議会で県立大学の学生さんに授業を受けていただきました。ほかにも、今、志比北振興会に行って志比北の課題を話し合っていたり、健康長寿クラブの皆さんとの取り組みをお話していただいたり、また、よその視点からということで森ビルさんが「東京から見た永平寺町」という視点でお話をしていただいた。いろいろな角度で学生にお話をしていただいています。

また、その模様はビデオに撮りましてケーブルテレビで町民の皆さんにもいろんな角度から見た永平寺町を永平寺町学ということで発信もさせていただいております。

また、来年も県立大学とのお話になりますが、この永平寺町学ができればいいと思いますし、またほかにもいろいろな学生さんが来てますので、コラボした事業というのいろいろな学生ともおもしろいかなというふうに思っております。

今回のこの県立大学の授業は、単位が出る授業になっていまして、1単位の授業になっていきますので、その点からも学生さん、結構真剣に取り組んでくれているのかなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） あわせて、今度は子どものことなんですけれども、子ども議会開催されていましたが、現状、中断という言い方が適当なのかどうかわかりませんが、行われておりません。本町の児童が自分の町に夢を語る場があるということは非常に我々も心強い限りでありますし、それと同時に、先ほど言いましたとおり、こういった議場でのやりとりというものの体験が将来のふるさと永平寺町のまちづくりに目を向けてくれるっていうようなことにもつながるんじゃないかなと思います。大変忙しいということで断念をされているんだろうと思えますけれども、ぜひその復活も望んでいるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 本当にこの場に座っていただいて、そして体感するというのはすごく大事ですし、先ほどの県大の生徒さんたちも緊張して、ああという感動されて帰られる、そういうことも大事なんですけれども、我々としては、今、3中学校でやっていたんですけれども、5人ずつ集まっても15人と、それをまた調整をしたりとかいろいろ、学校のほうも授業を割いていろいろあったんです

ね。で、町長さんのほうから、学校へ出向くよと。学校へ出向きますと、生徒会とか20人、顧問の部長さんたちも集まったりして20人ぐらいずつ、そうすると3中学でやると60人ぐらいとじかに話ができるんですね。

そういう面から考えても、本当に松岡なら松岡中学校区で松岡校区の中での課題は何かとか、いろんな切実な課題が話できますし、それぞれの学校で切実な課題が話できますし、町長さんとじかに膝を交えてというか、本当にフェース・ツー・フェースで話ができますので、今の私の考えとしては今のスマイルミーティングのほうがよく効果があるのじゃないかなっていうようなことを思っています、スマイルミーティングを今後も続けていきたいなという考えでいます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それでは、次の質問に移ります。

減らないいじめ・虐待。本町の取り組みはということです。

2017年、ことしもあとわずかで終わろうとしていますが、ことしも子どもや青年にかかわる悲惨な事件がありました。子ども虐待、子どもへの暴力、食事を与えない、家に閉じ込めるなど後を絶たない虐待です。

昨年、昨年ですから2016年は、全国で児童相談所が対応した件数は12万件、ことしはそれを上回るということです。虐待でも心理的なもの、身体的、性的なものなどがありますが、親が子を虐待する要因は子育てに対するストレスであると言われています。

その背景にあるのは、貧困問題、例えばシングルマザーで賃金が低く抑えられている人や、子連れで再婚したが、折り合いがうまくいかず、ストレスとなって虐待するということが多いようです。

そこで、本町は子どもの虐待はあるのかなのか、実態は。それと、虐待をどう発見し、どう子どもを守っていくのか、関係者の連携とともに、それらの取り組みを合わせてお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 虐待の実態ということでございますが、虐待の関係の事務については子育て支援課のほうで窓口になってやっております。今現在、ケース会議として支援の対象になっている案件は17件ありまして、さまざまな会議をして支援をしているところでございます。

子育て支援課窓口になっておりますが、当然、関係機関、学校、幼稚園、警察、保健センター、さまざまな関係機関と連携をしまして、些細なことでも気がつい

たことは連絡、通報するとなっております。家庭相談員等が出向きまして処理しているんですが、当然、児童相談所、県の福井健康福祉センター等も連携をとりながら、そのケース会議等をやりながら支援をしているところでございます。

個々の案件についての紹介は控えさせていただきますが、虐待といえますと暴力的なことをイメージしますが、その暴力的な案件はこの17件中にはございませんということだけ報告させていただきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 学校のほうでもいじめ、虐待については、もう認知した段階ですぐ報告ということになっております。今、29年度、きょうも福井市の結果が出てましたけれども、小学校で5件報告がありました。中学校で2件報告がありました。保護者を交えて話し合いがなされ、全て解決しているという報告を受けております。

虐待につきましては、身体検査とかいろいろなところであざがあつたりとか、いろいろなところで先生がもしそういうことが少しでも発見された場合には報告ということで、そういう体罰的な虐待については報告は全く受けておりません。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 昨年、児童福祉法の改正などで予防に力を注がれるようになりました。そこで聞きたいのは、この17件、いわゆる虐待の事象があつて初めて動かれているのか、それとも予防という観点でこういうようなケース会議ですか、そういうような事例になっているのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 昨年の児童福祉法の改正によりまして、確かに議員おっしゃいましたとおり、予防というか、その通報体制とか、支援体制について強化されたところでございます。

今現在、17件と申し上げましたのは、そういう通報とかあつて実際に家庭に入りまして、そういう支援が必要というふうになる。当然、支援というのはいろんな関係機関、児童相談所とか、健康福祉課などとか、また時には県立大学の先生のアドバイスもいただくということの会議の中での支援というところが17件あるということで、これはかなり月日もかけての支援をしているところでございます。

このほかにも通報があっても、その家庭相談員が出向いて話をし解決する、
こういうケース会議までは至っていないという件数もまたあります。

今、17件と申し上げますのは、当然、家庭の事情とか、そういうことを踏ま
えた上で、当然、いろんな関係機関との連携のもとに支援はしようということで、
今やっているのは17件というふうにご理解ください。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今ほどの改正法が成り立って予防ということではありますが、
いわゆる親を支援する、すなわち、例えば母親が10代あるいは未婚、望まれな
い妊娠、あるいは周囲のサポートがないといったリスクを抱えているようなとき
に、妊娠中から支援していくということが予防であり、先進地はそういうこと
をやっているというふう聞いております。早い段階で家庭訪問をしながら支援
をしていくということではありますが、そういう体制はまだできてないということ
なんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 体制といいますか、当然、妊娠になりますと、当
然、保健師がかかわっていきますし、その段階でそういう支援が必要ということ
になれば、子育て支援課と連携をしながらそういう支援をしていくと。それがケ
ース会議に上がるかどうかというのはまた別問題に上げまして、当然、早い段階
で認知をした場合には、些細なことでも認知した場合には連携して支援をする体
制をとっていくということは当然しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） また、そういう情報の交換などのいわゆるネットワークづ
くりはできているんだろうと思いますけれども、また定期的にそういうような協
議とかということはあるんですか。あるいは、事例が出てきたときに初めて関係
機関が集まって協議するというような仕組みなんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 児童虐待に関する事務の中での連絡体制といいま
すと、3点ございまして、まず実務者会議というのがございまして、担当レベルで
の情報交換する会議がございまして、その後、関係団体会議というのがございまし
て、その関係団体の責任者とか、そういう人が集まった会議があります。それは

年に数回行っております。

そういう中で、また別に、当然、連絡体制ということについては、その会議の場が連絡体制だけではなくて、その担当レベルではもう頻繁に連絡体制とってありますし、虐待防止というか、虐待のための根本であります些細なことでも情報を共有し合う、そういうことが大事でありまして、そこで未然に防げるものは防ぐことを心がけているということでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 何年か前にDVで別れた夫が来たというような事件もありましたし、ぜひ窓口職員も、ある意味、対応をきちっとできるように情報共有をさせていただきたいなと思います。

それと、県内でことし3月に発生した池田中学校の自殺、本県の教育界に大きな課題を残したといってもいい事件でありました。担任や副担任による厳しい指導や叱責が要因と調査委員会が結論づけておりますが、今議会で朝井議員の答弁で、10月3日の校長会で出た3点というご答弁をいただいております。すなわち、1、子どもに応じた指導、2、得意な分野を伸ばす必要性、3、保護者との連携、話し合いというふうに言われておりましたが、ただ、池田中の事件の背景にあるものは、そのものは何かということがまず必要ではないかなと思います。教育長は、この池田中学の悲しい事件の背景にはどういったものがあつたのかということをどう認識されていますか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 難しいですね。この要因、今、調査委員会の報告ではそういう先生がこうだって特定されているんですけども、やっぱり私自身はいろんな要因があつて、その中の一つがそういうことではなからうかと思ひます。

そのいろんな要因につきましても個人差もありますし、環境もありますし、家族の構成もありますし、友達関係もありますし、いろいろあると思うんです。それをやっぱり、今、我々、教師集団も何かこうすればいいんだとか、何か集団的な思考で全てを考えがち、やっぱり子どもの顔色を見ながら。顔色を見るというとちょっと言葉的に語弊がありますけれども、やっぱり子どもの様子、子どもの心の中を見ながら、やっぱりそれに、時にはきついことも言うんだけれども、フォローもきっちりする。何かそういうようなところがちょっと今、先生は一生懸命やるのはわかるんですけども、やっぱりみんな一斉にというようなことが余

りに強過ぎて、そういう子どもには知らず知らずのうちに負担になっていることが多いのではないかと。やっぱり子どもを生き生きとさせる。やっぱり、朝、月曜日の朝というのは子どもたち、暗い顔して来る子が多いんです。やっぱり宿題が多かったりということがあったりして、やっぱり宿題なんかも結構子どもたちにとって負担になっているんです。

ただ、宿題、何にもしなくてもいいよってということになりますと、これまた問題ですよ。やっぱり子どもたちには決められたことをきちっとやっていこうよという、そういう姿勢も必要ですし、ただ、そればかりで全てやりなさいといっても負担になる子と負担にならない子がいますので、その辺の使い分けをきちりとして。

先ほど朝井議員さんのときにも申し上げたとおりに、子に応じたということと褒めて伸ばしてあげるということと、できることとできないことをバランスよく育ててやるというふうなこと、そういうようなことをしっかり先生方がみんな一緒だという考えではなくて、やっぱりその子その子に応じた手だてをしっかりとこれから手だてをしていかないといけないんじゃないか。

これ、本当に難しいんです。もう先生方、今までずっと何十年で教育ということとを携わってきて、一生懸命、子どもを何とかして少しでもという気持ちがいっぱいも思っているんですね。心の中に。そういうようなことが、それを行き過ぎた指導って言われますと、先生方も本当にショックだと思うんです。そこら辺のバランスをしっかりと管理職も気をつけてみていて、やっぱりこれはちょっと、その子にとっては負担にならないかというところを周りの人もみんな見ていて、そういうようなところでさじかげんをしっかりとしていかないと、今の子というのは本当にもう薄っぺらい氷の上を歩くみたいなのところもありますので、これからの教育というのはもうその辺までしっかりと考えていく。特に福井の教育というのを考えたときに、やっぱり真面目な子ども、真面目な先生、そして一生懸命子どもたちを少しでも上げてやろうっていう、そういうようなところに裏づけされた教育ですので、それが子どもにとってどのぐらい負担になるのか、そういうようなところをしっかりとわきまえた指導を今後考えていく必要があるんじゃないかと。

我々にとってもすごい、今、考えるべきときに来ているんじゃないかなということ強く感じました。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 我々は、いろんな調査委員会の報告とか、そういうようなのを見ながら、分析というか、あれをしているんですけども、福井県は、これ、調査委員会の一部にもこんなところがあるんですけど、福井県は全国学力調査で非常にトップクラスっていうところがあると。特に池田町はということに限定をしておるわけですけども、池田町は学習塾がないため、池田中では受験対策として放課後、夏休みに補修を重ね、教員が生徒に課題を出すことに力を入れていたと報告されているんですけども。

また、県議会や県の教育委員会からは学力重視の姿勢や教員の多忙化を指摘する声もあるというふうに報道されておりました。本町にはどういったことなのかなっている実態はぜひ教育長はわかっているので、それらも照らし合わせて考えていただきたいんですが。

ただ、今、池田中がやっていること、1つは、全生徒にカウンセリングを受けるようにしているということ。2つ目には、生徒が相談したい場合、担任以外の全教職員が話し相手になれるように、そしてそこから選べられるようにしている。3つ目に、生徒の個性に合わせた指導についての研修会の実施や教職員間での情報共有の徹底をし、再発防止に努めていると。また、宿題については、教員間でどれだけ宿題を出しているかを共有し、宿題の量を調節できるようにしているという対応策をとっているということであります。

まさに、私は対岸の火事ではないとは思っているんですけども、これらの池田中の対応について、先ほど校長会での話は3つ出てましたが、やっぱり具体的にどうしていくんやということがなければ、それは校長会で終わってしまう話ではないのかなというふうに危惧します。

具体的な対策、今やっていること、逆にこれからやろうとしていることが何かありますか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） それを受けまして、校長先生だけの話で終わっては当然だめだと思いますので、学校へ持ち帰りまして、現職教育の中でも。やっぱり学校の中へ行きますと、もう子どもの顔が、先生方みんな浮かんできます。あの子にはこれはちょっと無理だったねとか、無理に押しつけていたねとか、そういうような話も聞きます。部活動などにつきましても、ほとんど行けなかった。宿題、宿題、宿題で、それはやっぱりやめておこうとか、そういう話も聞いていますし、先生方の超過勤務が100時間を超えている先生もたくさんいますので、そうい

うようなところで部活動を改善していこうというような話も今進めていますし、やっぱり学力、福井県の学力を維持するということで、県のほうもいろいろと手だてを講じているんですけども、それでもその子たちを伸ばすためにはそういうことも必要ですので、それがだめということでもないんです。そういうことも、やっぱり子どもを伸ばして上げるということが我々教員の宿命でもありますので、そういうことも大事ですので、やっぱりその辺のバランス、どのぐらいまでその子にとって負担になってないのか、その辺をしっかりと見きわめるということをそれぞれの先生が自分のクラスの子どもに対してどれぐらい気配りができるかということだと思えます。

部活動でもそういうずっと出ないということはやめておこうということで、今、現実問題やっていますし、宿題なども、例えば5教科ありましたら、5教科1個ずつ出したら相当な時間になりますので、きょうは何と何とにするとか、今、うちの孫も永平寺中学校にいますので、永平寺中学校はもう1日1教科ずつ、そういうドリル形式なものをやって、これを確実に、きょうは国語、きょうは社会、そういうようなものをしっかりとやっていこうというような方向に切りかえていったという話も聞いてますし、各学校で、やっぱり自分たちの学校で子どもにあった方向を見つけて、今取り組んでいるところです。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 学力のレベルが常にトップって言われている秋田県。秋田県でもやっぱり自殺があったというような報道もあります。やはりそちらを重視するのではなく、今後の指導、個々に合った指導というんですか、そういったことが必要だろうと思えますし、多分、それは人の問題でもありますし、人の数でもありますね。多分、こういった部分のお金っていうのはなかなか出てこないのが教育長の頭の痛いところでもあるのかなと思えます。

ぜひ本町はそういったことがないように、理事者にもお願いをしたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今、本当に毎回、教職員の働き方についていろいろな皆さんからのご提案、ご質問をいただいております。町としましても、支援員という形でいろいろそういったサポートもさせていただきましたり、また先ほどの子ども議会の話ではないですが、なるべく町のイベントが学校の負担にならないように、そういったことも今教育委員会と一緒にさせていただいております。

ただ、もう一つ、私たちもしっかり県のほうにも伝えていかなければいけないのが、もう一度先生とその採用状況、何か自治体のほうに、市町のほうに支援員とか、そういった形での支援だけではなしに、県の教育委員会も根本的にもう少し考えてほしいなということもしっかりと要望をしていかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 本当におっしゃるとおり、県がそこを考えてやってくれるのが本来だろうとは思っております。

それでは、最後に、この1年間で、特に衝撃的な事件がありました。それは神奈川県で起こった白石隆浩容疑者の15歳から26歳の男女9名を殺害し、死体を遺棄した事件であります。

その誘いの手口がSNSで知り合った若者を巧みに誘い出し、殺してしまった、まさに現代若者の生活を象徴するような事件でありました。

そこで、小中学生で既にスマートフォンを持っている人、実態は把握できているのか。また、その使い方や、あるいはツイッターで知り合った人との付き合い方などの指導などは、そういった指導はされているのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 各年々、親が買い与えるものですからね、把握していても年々ふえているのは事実だと思うんですが、小中学校には持ち込みは禁止していますので、実態については学校ではなかなか把握できないんで、アンケート等で調べていると思うんですが、年々、もう親が与えているのは事実です。

もう六、七年前ぐらいから講習会、研修会、学校、校内での研修会、PTAの講習会、そして児童生徒への講習会、もうずっと毎年のように続けてきています。フィルタリングの仕方とか、保護者に対してもそういう話もしていますし、やっているんですけども、やっぱり高校生などももう病気のようなもので、もうそこから離れられないという現実も聞いていますし、なかなか大変だと思います。

先日も永平寺町内のPTAの研修会、それもSNSについての指導ということで講習会開いて、保護者と先生対象にやっているんですけども、なかなか親もわかって子どもにまでも行きませんし、子どももわかってもついつい手を出してしまうというようなことで、今、なかなか歯どめはきかないんですけども、指導としては精いっぱいやっているのが現状です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） SNSが100%悪とは思っておりません。逆に、なかなか実態はつかめないのかもわかりませんが、それでも中には誰にも相談できないようなことをスマホでつぶやいて、それに対して支えとなるような言葉で返して、生きる力を与えられたというような事例も、多分、多々あるんだろうと思います。

今回の事件は本当にまれなことなんかとは思っておりますが。ただ残念なのは、顔の見えない人と相談し、生きる力を与えられているというようなことが余りにも寂しい話であるというふうに思います。

現場の苦労は感じるところではありますが、ぜひこういったことがないように努力をしていただきたいなと思います。

答弁ないですね。

ということで、私の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 以上で、通告による質問を終わります。

お諮りします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 4時23分 休憩）

（午後 4時25分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす6日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、あす6日を休会とします。

なお、7日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願
いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時25分 散会)